

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の正誤表

平成29年1月

株式会社安江工務店

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の記載に誤りがございましたので、次のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所は_____野で示しております。

監査報告書

平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第41期事業年度に係る監査報告書

監査人の責任

(誤)

(前略)

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法及び経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

(後略)

(正)

(前略)

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

(後略)

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

株式会社安江工務店
平成29年1月



- 1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式268,940千円(見込額)の募集及び株式237,526千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式83,055千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成29年1月6日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。
- 2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社安江工務店

愛知県名古屋市天白区島田一丁目1413番地



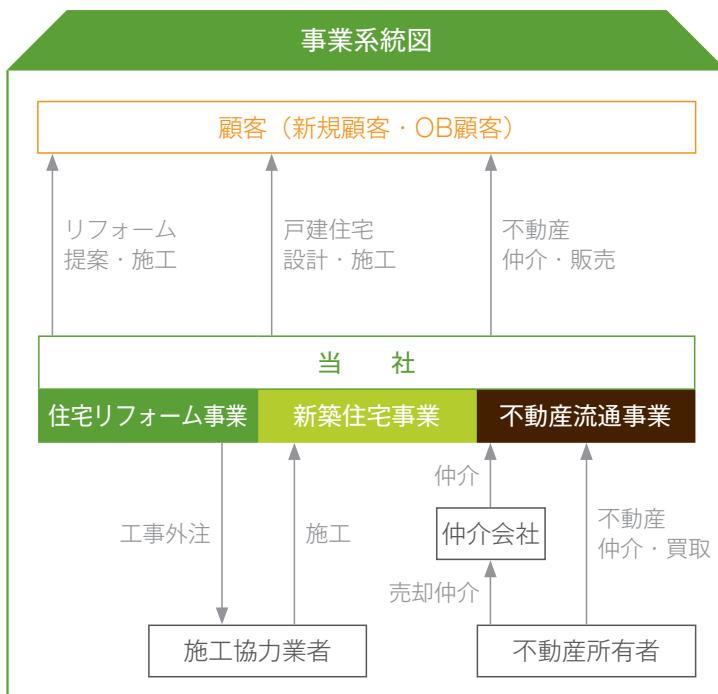
本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の概況

当社は、愛知県内の住宅リフォーム事業（住宅リフォーム請負）、新築住宅事業（新築注文住宅請負）、不動産流通事業（不動産仲介、買取再販）の3事業を営んでおります。

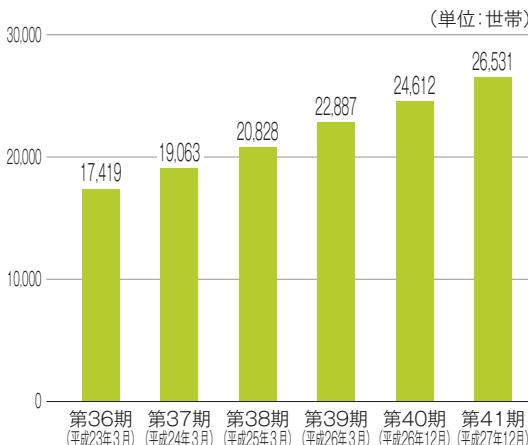
当社は、昭和45年に名古屋市において住宅リフォーム事業をスタートして以来、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し、生涯のおつきあいをする」ことをモットーとし、住まいに関することの中でも生涯で最も接触機会が多い住宅リフォーム事業を窓口に、網戸の張り替えや電球の交換などの小工事から大規模増改築と幅広くサービスを展開し、快適な住まいの提供を目指しております。リフォーム工事を通じて高い信頼関係を構築し、新築住宅事業、不動産流通事業へと展開し、事業間の相乗効果を高め、顧客との生涯のおつきあいを目指しております。

店舗

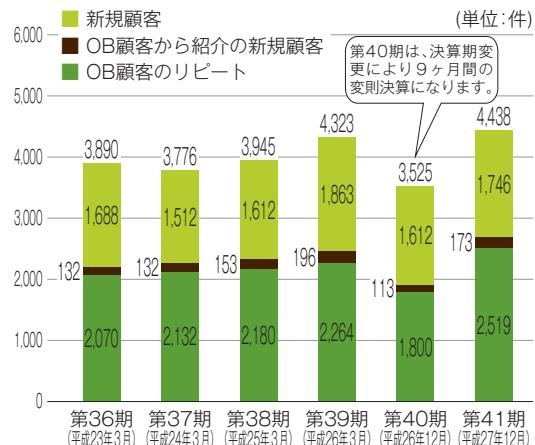


お客様にとって安心かつ便利な「住まいのかかりつけ医」のような存在となるため、名古屋市及びその近郊地域に密着した店舗展開をしております。「話しましょ、たくさん®」のキヤッチフレーズにあるように、当社はより身近で地域に密着することで、より良い住まいを提供することができ、お客様との信頼関係を築くことができると考えております。長い歴史の中で、OB顧客（過去にご契約いただいたお客様）の数は平成27年12月期に26,531世帯まで増え、受注件数の50%以上がOB顧客のリピート注文となっております。

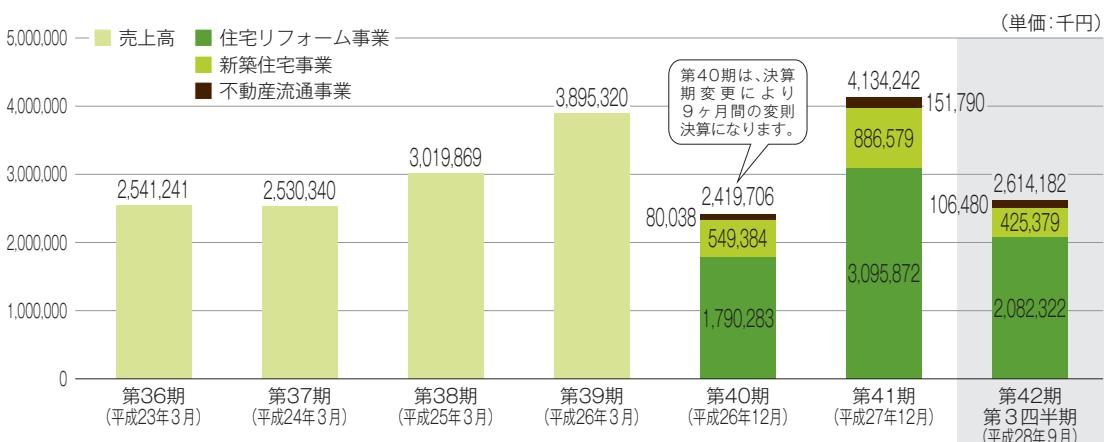
①OB顧客の推移



②リフォーム受注件数における顧客属性



③売上高の推移



●刈谷東浦店（愛知県東浦町）



●豊田店（愛知県豊田市）



●春日井店（愛知県春日井市）



2 事業の内容

住宅リフォーム事業

当事業は、戸建住宅やマンション等へ、網戸の張り替えやその他の顧客の要望に対応するためのメンテナンスから、自然素材を使用したデザイン性の高いリフォーム・リノベーションや増改築に至るまで幅広い価格帯や客層に対応した総合的なリフォーム事業を展開しております。



当社が推進する住宅リフォーム事業の特長

1. 創業47年という長い社歴の中で培われてきた多くのOB顧客との関係
2. 名古屋市及びその近郊に店舗を細かく配置し、ドミナントによる身近な店舗配置
3. 食べられる素材のみで作られた省施工で厚塗りできる漆喰「無添加厚塗りしっくい®」を自社開発することでコストを抑え、自然素材をふんだんに使った「無添加リフォーム®」を実現



安江工務店オリジナル
無添加厚塗り
しっくい®



4. 資材の海外直輸入やメーカー直販流通等による適正価格でのサービス提供



健康建材として人気の
コーラルストーン



5. 資格を有する女性デザイナーによるデザイン性の高い住空間の提案
6. 一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会（ジェルコ）によるリフォームデザインコンテスト8年連続受賞に裏付けされた高い技術力と、工事品質



2013ジェルコリフォームデザインコンテスト
リビングダイニング部門

全国優秀賞



2014ジェルコリフォームデザインコンテスト
キッチン部門

全国優秀賞

7. ホームインスペクション（住宅検査）+耐震診断に基づき一級建築士による耐震リフォーム計画・施工の実施
8. 職人への直接分離発注による適正価格・品質の確保の追求
9. 安心の保証制度の完備（すべての工事に最高10年の保証書発行及び最高1億円の請負賠償責任契約への加入）

等であります。

加えて、リフォームのデザインや施工においては、特に健康に配慮した住まいづくりに注力し、自然素材の使用を心がけ、耐震性、断熱性等は確保したうえ、安心できる住まいを提供することで、お客様満足の向上に努めております。

無添加厚塗りしっくい®・コーラルストーンを使用した当社施工事例



新築住宅事業

当事業は、新築注文住宅の建築請負を行っております。坪単価50万円台の高級家具付き住宅「CASTELLO DIPACE（カステロ ディパーケ）®」と、坪単価40万円台で豊富なプランの中から間取りをお選びいただけるキューブ型住宅「Storia（ストーリア）®」の2種類の商品を取り扱っております。



CASTELLO DIPACE



Storia
ストーリア



当社が推進する新築住宅事業の特長

1. 当社オリジナル「無添加厚塗りしっくい®」をすべての天井・壁に標準仕様で提供
 2. 直輸入建材「コーラルストーン」等の自然素材を標準仕様で提供
 3. 自然素材の高性能断熱材セルロースファイバー及び断熱樹脂サッシを標準仕様で提供
 4. すべての構造柱において無垢ヒノキ材を標準仕様とし、筋交いとパネル工法を合わせて採用することで耐震等級2を実現
 5. 原材料の直接仕入れにより流通コストを削減したサービスの実現
 6. 資格を有する設計士とともに創る自由設計の住まいの提案
- 等あります。

不動産流通事業

当事業は、中古住宅・土地等の不動産売買仲介業及び、不動産の買取再販をする事業を行っております。当事業では、中古住宅や土地を取得する一次取得者層をターゲットとしており、当社の住宅リフォーム事業・新築住宅事業の受注獲得のため、より川上での顧客接点を担う位置づけとなっております。集客はインターネット・ホームページ等で行い、お客様のニーズに合った不動産を不動産売買仲介や当社自ら不動産を取得し付加価値を付けて販売いたします。

特に、中古住宅やマンションを仲介・再販する際には、当社の住宅リフォーム事業のノウハウを生かし、「中古住宅×リフォーム」の提供、また土地仲介の場合には「土地仲介×新築住宅」、土地再販の場合は「建築条件付土地×新築住宅」などの取引となります。つまり、不動産の仲介・再販における取引の機会を利用し、ワンストップで住まいのサービスを提供しております。

安江工務店不動産販売



3 今後の取り組み

1. 営業地域内でのシェアの拡大

当社は、新規出店による営業エリアの拡大のみで売上高増加を図るのではなく、マーケットリサーチの精密化によって新規顧客の獲得にあわせ、既存顧客のリピート受注の確保に注力すべく、社員の教育を積極的に行うことが重要と考えております。

2. 事業エリアの拡大

当社は、さらなる事業の拡大を考えております。新規出店のみならず、M&Aやアライアンス等も有効活用することで、営業地域内の深耕はもちろんのこと、既存商圈外の地域への事業領域を拡大することで、日本全国にサービスを提供できる体制を構築してまいります。

3. 各事業部門間の連携の強化

当社は、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し、生涯のおつきあいをする」ことを、目指すべきゴールに掲げております。このミッション達成に向けて、2万6千世帯を超えるOB顧客、供給ストックを活かし、住宅リフォーム事業、新築住宅事業、不動産流通事業を有機的に連携させることにより、お客様からの住宅ニーズにワンストップで対応できる体制を充実させるべく、事業連携のシステム化を一層体系的に推進することを急務と考えております。



4. コーポレート・ガバナンスの充実

当社は継続的な事業の発展及び信頼性の向上のためには、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことが重要であると認識しております。当社は、強固な内部管理体制の構築とコンプライアンスの強化に取り組んでおります。

まず、内部管理体制については、自浄能力の向上と組織内における内部牽制のさらなる機能強化を課題と捉えております。そこで部署内でのチェックの精度を高めて自浄能力を向上させることに加え、内部監査等の他部署による牽制的な機能をより一層發揮することに努めました。これらにより、取締役による経営の透明性及び公正性の確保が期待されます。

次にコンプライアンスの強化については、法令・社内規程類の順守はもとより、日々の業務を適正かつ確実に遂行するとともに、事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化しておりますが、さらなる信頼拡大に向け、これらの一層の強化が重要であると認識しております。当社は、内部監査室を発足し、定期的な業務監査を実施するとともに、社内規程の内容を隨時見直し、各事業の業務運営の健全性の確保、情報共有、再発防止策の検討・実施、また適宜、社内啓蒙活動を実施し、透明性のある管理体制の構築を図っております。

今後はさらなるコーポレート・ガバナンスの充実を図るべく、社外取締役を選任することにより、経営の透明性及び公正性の向上に加え、株主の方の立場に近く、より高度な知識と経験に裏打ちされた意見を取り入れてまいりたいと考えております。

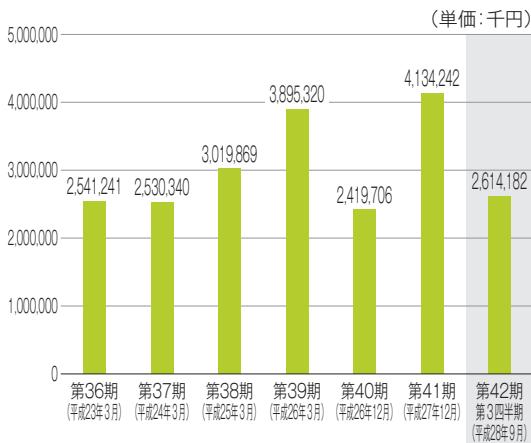
5. 人材の確保と育成

当社は、今後も事業を持続的に行っていくため、優秀な人材を継続的に確保し、育成することが最も重要であると認識しております。

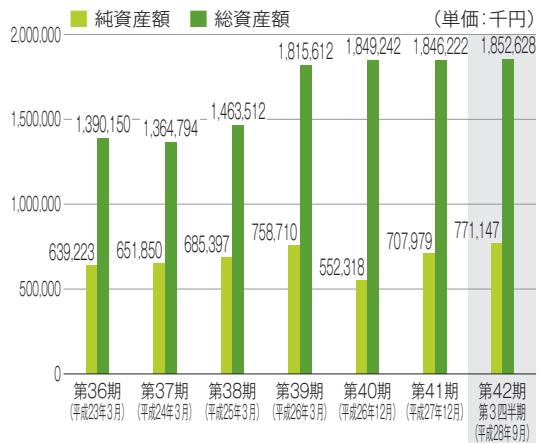
当社は、社内教育の拡充、それによる社員の資質向上を図り、社員一人一人のレベルアップを図るとともに、部店長・課長・リーダーの育成を強化し、事業拡大に伴う組織体制の整備を進めてまいります。

4 業績等の推移

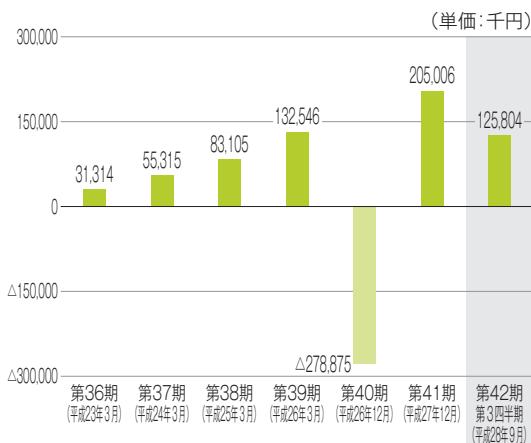
■ 売上高



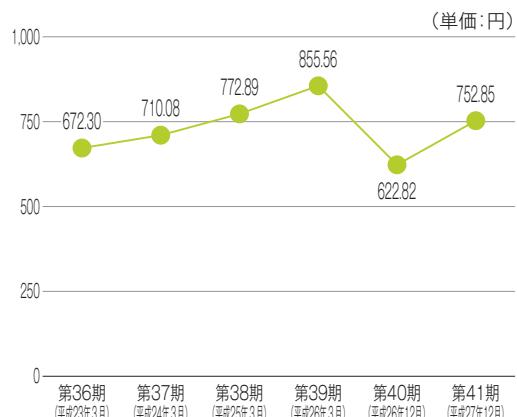
■ 純資産額/総資産額



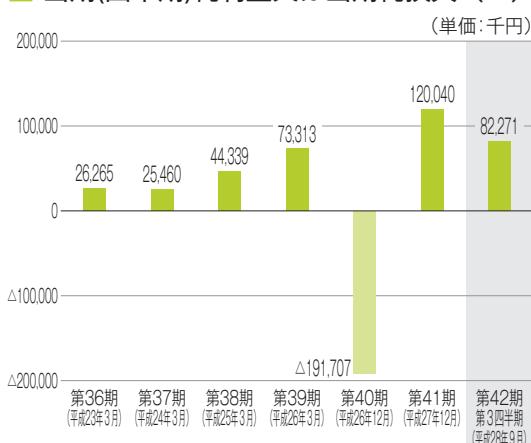
■ 経常利益又は経常損失 (△)



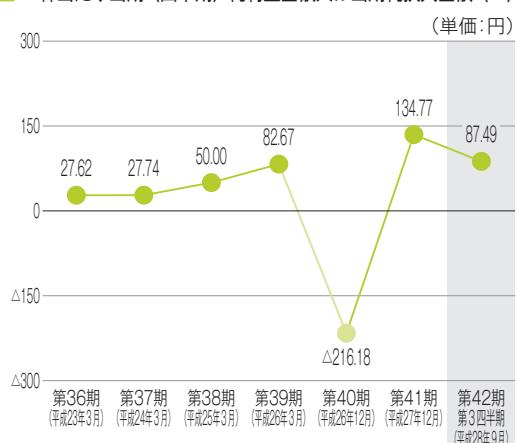
■ 1株当たり純資産額



■ 当期(四半期)純利益又は当期純損失 (△)



■ 1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額 (△)



- (注) 1. 第40期は、決算期変更により平成26年4月1日から平成26年12月31日まで9ヶ月間の変則決算となっております。
 2. 当社は、平成28年11月16日付で株式1株につき40株の分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」「1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)」の各グラフでは、第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	19
5 【従業員の状況】	19
第2 【事業の状況】	20
1 【業績等の概要】	20
2 【生産、受注及び販売の状況】	23
3 【対処すべき課題】	25
4 【事業等のリスク】	27
5 【経営上の重要な契約等】	33
6 【研究開発活動】	33
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	33
第3 【設備の状況】	36
1 【設備投資等の概要】	36
2 【主要な設備の状況】	36
3 【設備の新設、除却等の計画】	37

第4 【提出会社の状況】	38
1 【株式等の状況】	38
2 【自己株式の取得等の状況】	47
3 【配当政策】	47
4 【株価の推移】	48
5 【役員の状況】	49
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	50
第5 【経理の状況】	60
1 【財務諸表等】	61
第6 【提出会社の株式事務の概要】	103
第7 【提出会社の参考情報】	104
1 【提出会社の親会社等の情報】	104
2 【その他の参考情報】	104
第四部 【株式公開情報】	105
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	105
第2 【第三者割当等の概況】	107
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	107
2 【取得者の概況】	109
3 【取得者の株式等の移動状況】	113
第3 【株主の状況】	114
監査報告書	卷末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	東海財務局長	
【提出日】	平成29年1月6日	
【会社名】	株式会社安江工務店	
【英訳名】	YASUE CORPORATION	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安江 博幸	
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市天白区島田一丁目1413番地 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で 行っております。)	
【電話番号】	該当事項はありません。	
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。	
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号	
【電話番号】	052-223-1100	
【事務連絡者氏名】	専務取締役 山本 賢治	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 268,940,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 237,526,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 83,055,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	280,000(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成29年1月6日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成29年1月23日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成29年1月6日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式73,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
 なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成29年2月1日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受け人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年1月23日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受け人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受け人の手取金といたします。当社は、引受け人に対して引受け手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条及び株式会社名古屋証券取引所(以下「名証」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	280,000	268,940,000	145,544,000
計(総発行株式)	280,000	268,940,000	145,544,000

- (注) 1. 全株式を引受け人による買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、東証の「有価証券上場規程施行規則」及び名証の「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「取引所の有価証券上場規程施行規則等」と総称する。)により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年1月6日開催の取締役会決議に基づき、平成29年2月1日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,130円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は316,400,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受け人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受け人の買取引受けによる売出し)」における「引受け人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成29年2月2日(木) 至 平成29年2月7日(火)	未定 (注) 4	平成29年2月9日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成29年1月23日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年2月1日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けにあたり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年1月23日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年2月1日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成29年1月6日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年2月1日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成29年2月10日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成29年1月25日から平成29年1月31日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売にあたりましては、東証の「有価証券上場規程」及び名証の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 堀田支店	愛知県名古屋市瑞穂区堀田通八丁目27番地

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年2月9日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号		
安藤証券株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目23番21号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
計	—	280,000	—

(注) 1. 平成29年1月23日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年2月1日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
291,088,000	8,000,000	283,088,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,130円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額283,088千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限76,410千円と合わせて、新店舗の開設に伴う設備資金に200,000千円(平成29年12月期:65,000千円、平成30年12月期:135,000千円)、残額を運転資金として平成29年12月期の不動産流通事業における販売用不動産の購入費に充当する予定であります。

設備資金の内訳は、住宅リフォーム事業における店舗設備として、平成29年12月期に35,000千円、平成30年12月期に80,000千円、新築住宅事業におけるショールームの新設資金として、平成29年12月期に30,000千円、平成30年12月期に55,000千円を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成29年2月1日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	210,200	237,526,000	愛知県日進市 安江行彦 144,800株 愛知県名古屋市天白区 安江かおり 35,400株 愛知県名古屋市天白区 安江久樹 30,000株
計(総売出株式)	—	210,200	237,526,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則等により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,130円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成29年 2月 2日(木) 至 平成29年 2月 7日(火)	100	未定 (注) 2	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本店及び全国各 支店	愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目 7番 1号 東海東京証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成29年2月1日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	73,500	83,055,000 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 73,500株
計(総売出株式)	—	73,500	83,055,000 —

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しえります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年1月6日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式73,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、東海東京証券株式会社は、東証若しくは名証においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則等により規定されています。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,130円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 平成29年 2月 2日(木) 至 平成29年 2月 7日(火)	100	未定 (注) 1	東海東京証券 株式会社及び その委託販売 先金融商品取 引業者の本店 及び全国各支 店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 東海東京証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)及び名古屋証券取引所への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、東海東京証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)及び名古屋証券取引所への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である安江博幸(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年1月6日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式73,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 73,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 (注) 2
(4)	払込期日	平成29年3月14日(火)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成29年1月23日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成29年2月1日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成29年2月10日から平成29年3月9日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東証若しくは名証においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人である安江博幸、売出人である安江行彦、安江久樹及び安江かおり並びに当社株主である安江将寛、山本賢治、安江紀江、印田昭彦、奥田勇、中浜明光及び滝一廣は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成29年8月8日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年1月6日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則等の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成26年 12月	平成27年 12月
売上高 (千円)	2,541,241	2,530,340	3,019,869	3,895,320	2,419,706	4,134,242
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	31,314	55,315	83,105	132,546	△278,875	205,006
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	26,265	25,460	44,339	73,313	△191,707	120,040
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	38,400
発行済株式総数 (株)	30,000	30,000	22,170	22,170	22,170	23,570
純資産額 (千円)	639,223	651,850	685,397	758,710	552,318	707,979
総資産額 (千円)	1,390,150	1,364,794	1,463,512	1,815,612	1,849,242	1,846,222
1株当たり純資産額 (円)	26,892.01	28,403.09	30,915.55	34,222.41	622.82	752.85
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	117.00 (—)	— (—)	— (—)	661.00 (—)	— (—)	766.00 (—)
1株当たり当期 純利益金額又は 当期純損失金額(△) (円)	1,104.97	1,109.39	1,999.99	3,306.86	△216.18	134.77
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	45.9	47.7	46.8	41.7	29.9	38.3
自己資本利益率 (%)	4.1	3.9	6.6	10.2	—	19.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	10.6	—	—	20.0	—	14.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△479,280	331,972
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△51,225	25,057
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	202,050	△59,164
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	—	361,128	677,506
従業員数 〔外、平均臨時雇用者 数〕(名)	72 [16]	72 [21]	85 [20]	100 [24]	118 [24]	110 [20]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移は記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社に関する存在しないため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、第36期から第39期までは潜在株式が存在しないため記載しておりません。一方第40期は、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。さらに、第41期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 第40期自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 当社は、第39期までは、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 主要な経営指標等のうち、第36期から第39期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定による監査証明を受けておりません。
9. 前事業年度(第40期)及び当事業年度(第41期)の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
10. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時雇用者数(嘱託社員、契約社員、パートタイマー、アルバイトを含む。)は最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
11. 平成26年10月22日開催の臨時株主総会決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。第40期は平成26年4月1日から平成26年12月31日まで9ヶ月間の変則決算となっております。
12. 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割いたしました。第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。
13. 平成28年11月16日付で普通株式1株につき40株の分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)及び株式会社名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い)に基づき、第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりになります。
- なお、第36期、第37期、第38期及び第39期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりません。

	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成26年12月	平成27年12月
1株当たり純資産額 (円)	672.30	710.08	772.89	855.56	622.82	752.85
1株当たり 当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△)	27.62	27.74	50.00	82.67	△216.18	134.77
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	2.93	—	—	16.53	—	19.15

2 【沿革】

当社は、昭和45年4月に安江行彦（現代表取締役社長安江博幸の父）によって名古屋市南区において、新築住宅及び住宅リフォームを目的として安江工務店として創業いたしました。その後、昭和50年6月に事業拡大を目的として株式会社化いたしました。

年月	概要
昭和50年6月	株式会社安江工務店(資本金10,000千円)を設立
昭和50年7月	一般建設業許可（愛知県知事）を取得
昭和50年11月	三井ホーム株式会社のツーバイフォー工法施工代理店業務を開始
昭和51年7月	名古屋市天白区に資材倉庫を新設
昭和52年1月	名古屋市天白区に本店を移転
平成6年4月	新築及びリフォーム施工実績件数が10,000件を超える
平成11年4月	代表取締役に安江博幸が就任
平成12年4月	住宅リフォーム事業に特化
平成14年4月	名古屋市千種区に営業拠点として千種店を開設
平成15年3月	決算期を5月から3月に変更
平成15年4月	自然素材を使った「無添加リフォーム®」を開始
平成16年4月	名古屋市中村区に中村店（体感型ショールーム）を開設
平成17年2月	オリジナルしつくいの完成、社内物件に使用開始
平成17年5月	千種店を増築・改装し、体感型ショールームとしてリニューアルオープン
平成17年8月	特定建設業許可（愛知県知事）を取得
平成18年4月	宅地建物取引業免許（愛知県知事）を取得
平成19年1月	名古屋市緑区に緑店（体感型ショールーム）を開設
平成20年11月	本社天白店を改装し、体感型ショールームとしてリニューアルオープン
平成22年4月	不動産流通事業を開始
平成22年11月	名古屋市北区に北店（体感型ショールーム）を開設
平成23年4月	新築住宅事業を再開
平成23年4月	愛知県東浦町に刈谷東浦店（体感型ショールーム）を開設
平成23年10月	北店を移転し、名古屋市北区城見通にリニューアルオープン
平成24年4月	名古屋市天白区に原駅前不動産ギャラリーを開設
平成24年5月	新築及びリフォーム施工実績件数が50,000件を超える
平成25年4月	愛知県春日井市に春日井店（体感型ショールーム）を開設
平成25年4月	愛知県豊田市に豊田店（体感型ショールーム）を開設
平成26年4月	本社機能を名古屋市中区へ移転
平成26年4月	新築・不動産・リフォーム住まいの総合店舗化を目的に、天白店に不動産流通事業部を移転統合
平成26年9月	愛知県一宮市に一宮店（体感型ショールーム）を開設
平成26年12月	決算期を3月から12月に変更
平成28年3月	JR名古屋駅前 大名古屋ビルヂング10階に名駅店（体感型ショールーム）を開設

3 【事業の内容】

当社は、愛知県内での住宅リフォーム事業（住宅リフォーム請負）、新築住宅事業（新築注文住宅請負）、不動産流通事業（不動産仲介、買取再販）の3事業を営んでおります。

当社は、昭和45年に名古屋市において住宅リフォーム事業をスタートして以来、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し、生涯のおつきあいをする」ことをモットーとし、住まいに関する事の中でも生涯で最も接触機会が多い住宅リフォーム事業を窓口に、網戸の張り替えや電球の交換などの小工事から大規模増改築と幅広くサービスを展開し、快適な住まいの提供を目指しております。リフォーム工事を通じて高い信頼関係を構築し、新築住宅事業、不動産流通事業へと展開し、事業間の相乗効果を高め、顧客との生涯のおつきあいを目指しております。

お客様にとって安心かつ便利な「住まいのかかりつけ医」のような存在となるため、名古屋市及びその近郊地域に密着した店舗展開をしております。「話しましょ、たくさん♪」のキャッチフレーズにあるように、当社はより身近で地域に密着することで、より良い住まいを提供することができ、お客様との信頼関係を築くことができると考えております。長い歴史の中で、OB顧客（過去にご契約いただいたお客様）の数は平成27年12月期に26,531世帯まで増え、受注件数の50%以上がOB顧客のリピート注文となっております。

（1） OB顧客の推移

名称	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成26年12月	平成27年12月
OB顧客（世帯）	17,419	19,063	20,828	22,887	24,612	26,531

（2） リフォーム受注件数における顧客属性

名称	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成26年12月	平成27年12月
新規顧客の受注（件）	1,688	1,512	1,612	1,863	1,612	1,746
OB顧客からご紹介いただいた新規顧客の受注（件）	132	132	153	196	113	173
OB顧客のリピート（件）	2,070	2,132	2,180	2,264	1,800	2,519

当社の事業における部門別の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

① 住宅リフォーム事業

当事業は、戸建住宅やマンション等へ、網戸の張り替えやその他の顧客の要望に対応するためのメンテナンスから、自然素材を使用したデザイン性の高いリフォーム・リノベーションや増改築に至るまで幅広い価格帯や客層に対応した総合的なリフォーム事業を展開しております。

当社が推進する住宅リフォーム事業の特長は、以下のとおりであります。①創業47年という長い社歴の中で培われてきた多くのOB顧客との関係、②名古屋市及びその近郊に店舗を細かく配置し、ドミナントによる身近な店舗配置、③食べられる素材のみで作られた省施工で厚塗りできる漆喰「無添加厚塗りしつくい®」を自社開発することでコストを抑え、自然素材をふんだんに使った「無添加リフォーム®」を実現、④資材の海外直輸入やメーカー直販流通等による適正価格でのサービス提供、⑤資格を有する女性デザイナーによるデザイン性の高い住空間の提案、⑥一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会（ジェルコ）によるリフォームデザインコンテスト8年連続受賞に裏付けされた高い技術力と、工事品質、⑦ホームインスペクション（住宅検査）+耐震診断に基づき一級建築士による耐震リフォーム計画・施工の実施、⑧職人への直接分離発注による適正価格・品質の確保の追求、⑨安心の保証制度の完備（すべての工事に最高10年の保証書発行及び最高1億円の請負賠償責任契約への加入）、等であります。

加えて、リフォームのデザインや施工においては、特に健康に配慮した住まいづくりに注力し、自然素材の使用を心がけ、耐震性、断熱性等は確保したうえ、安心できる住まいを提供することで、お客様満足の向上に努めております。

② 新築住宅事業

当事業は、新築注文住宅の建築請負を行っております。坪単価50万円台の高級家具付き住宅「CASTELLO DIPACE（カステロ ディパーケ）®」と、坪単価40万円台で豊富なプランの中から間取りをお選びいただけるキューブ型住宅「Storia(ストーリア)®」の2種類の商品を取り扱っております。

当社が推進する新築住宅事業の特長は、以下のとおりであります。①当社オリジナル「無添加厚塗りしつくい®」をすべての天井・壁に標準仕様で提供、②直輸入建材「コーラルストーン」等の自然素材を標準仕様で提供、③自然素材の高性能断熱材セルロースファイバー及び断熱樹脂サッシを標準仕様で提供、④すべての構造柱において無垢ヒノキ材を標準仕様とし、筋交いとパネル工法を合わせて採用することで耐震等級2を実現、⑤原材料の直接仕入れにより流通コストを削減したサービスの実現、⑥資格を有する設計士とともに創る自由設計の住まいの提案、等であります。

③ 不動産流通事業

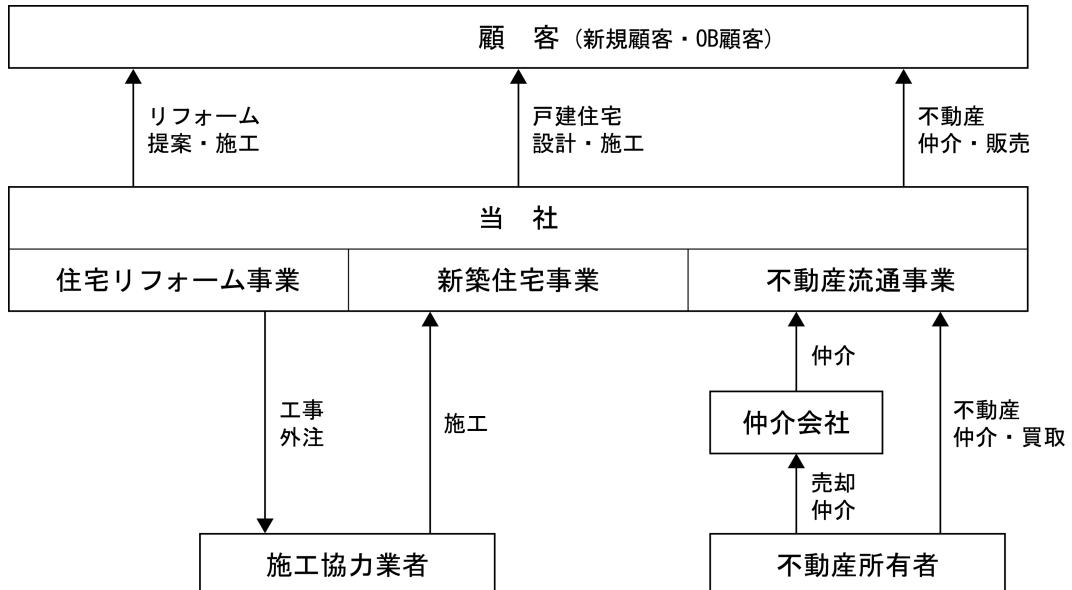
当事業は、中古住宅・土地等の不動産売買仲介業及び、不動産の買取再販をする事業を行っております。当事業では、中古住宅や土地を取得する一次取得者層をターゲットとしており、当社の住宅リフォーム事業・新築住宅事業の受注獲得のため、より川上での顧客接点を担う位置づけとなっております。集客はインターネット・ホームページ等で行い、お客様のニーズに合った不動産を不動産売買仲介や当社自ら不動産を取得し付加価値を付けて販売いたします。

特に、中古住宅やマンションを仲介・再販する際には、当社の住宅リフォーム事業のノウハウを生かし、「中古住宅×リフォーム」の提供、また土地仲介の場合には「土地仲介×新築住宅」、土地再販の場合は「建築条件付土地×新築住宅」などの取引となります。つまり、不動産の仲介・再販における取引の機会を利用し、ワンストップで住まいのサービスを提供しております。

(事業間の連携について)

当社の事業間の緊密な連携を図ることが、お客様へ丁寧かつきめ細かいサービスの提供につながり、一生涯のおつきあいを実現するために、非常に重要であると認識しております。住宅リフォーム事業でのOB顧客やブランド力をベースに、土地探しを含めた新築住宅建築の提案や中古物件のリフォーム提案等の新築住宅建築及び不動産情報の収集へ発展させ、事業間におけるシナジー効果を発揮してまいります。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年11月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
104(26)	37.8	3.1	4,715

セグメントの名称	従業員数(名)
住宅リフォーム事業	74(22)
新築住宅事業	13(2)
不動産流通事業	3(1)
全社(共通)	14(1)
合計	104(26)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（嘱託社員、契約社員、パートタイマー、アルバイトを含む。）は最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

前事業年度は決算期変更により、平成26年4月1日から平成26年12月31日の9ヶ月間であるため、前年同期の記載は省略しております。

(1) 業績

第41期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境に改善が見られる等、景気は緩やかな回復基調で推移する中、設備投資や消費マインドの回復はやや力強さを欠く等、一部で弱さが見られ、先行きに不透明感を残しております。

住宅業界におきましては、省エネエコポイント制度の新設、フラット35Sの金利優遇幅拡大及び住宅取得資金贈与の非課税枠の拡充等、政府による住宅取得支援策が打ち出され、一定の効果が見られ足元の住宅需要は明るさを取り戻しつつあります。

このような状況のもと、当社は、住宅リフォーム事業・新築住宅事業・不動産流通事業のシナジー効果の最大化に努めてまいりました。また、集客手段を折込チラシからインターネット広告へと移行を進め、より効率的な広告宣伝の展開を進めるなど、財務体質の改善に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は4,134百万円となり、営業利益は192百万円、経常利益は205百万円、当期純利益は120百万円となりました。

なお、当社におけるセグメント別の業況は次のとおりであります。

(住宅リフォーム事業)

住宅リフォーム事業においては、豊富な供給ストックを活かすため、2万6千世帯を超える既存顧客へ積極的な働きかけによりリピート受注を促進して、既存店舗での拡販に引き続き努めました。

その結果、売上高は3,095百万円、セグメント利益は121百万円となりました。

(新築住宅事業)

新築住宅事業では主力商品の「CASTELLO DIPACE」（カステロ ディパーゼ）の販売促進を広く推し進めるため、完成現場見学会、オーナーズイベント等を開催してまいりました。また、新商品として「Storia」（ストーリア）を発売し、市場ニーズに訴求する拡販に引き続き努めました。

その結果、売上高は886百万円、セグメント利益は50百万円となりました。

(不動産流通事業)

不動産流通事業においては、新築・リフォームの既存顧客への売却物件の仲介受注促進を積極的に図り、あわせて住宅リフォーム事業との連携の強化を図るべく、中古物件の売買仲介に際してリフォーム工事の提案を推進する等、拡販に努めました。

その結果、売上高は151百万円、セグメント利益は20百万円となりました。

第42期第3四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、海外経済情勢の不安定さや円高等の影響による先行き景気の不透明感から消費者マインドに足踏みがみられたものの、当社が属する住宅業界におきましては住宅ローン金利が低水準に推移したほか、消費税率引き上げの先延ばしもあり、活況が継続しております。

しかしながら、一方では資材価格の高止まりや労務費の上昇傾向が続いており、引き続き厳しい経営環境にありました。これらの環境の中、当社は住宅リフォーム事業を中核としながら新築住宅事業と不動産流通事業の拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当第3四半期累計期間における売上高は2,614百万円、営業利益は122百万円、経常利益は125百万円、四半期純利益は82百万円となりました。

なお、セグメントの業績は以下のとおりであります。

(住宅リフォーム事業)

住宅リフォーム事業においては、既存のお客様のリピートに支えていただくとともに、相談会や現場見学会の開催で市場ニーズに訴求する拡販に努めることで、新規のお客様からの受注にも注力したことにより、売上高は2,082百万円、セグメント利益は146百万円となりました。

(新築住宅事業)

新築住宅事業においては、「CASTELLO DIPACE」の販売促進を広く推し進めるため、毎月完成現場見学会や構造現場見学会を開催することで市場ニーズに訴求する拡販に努めましたが、昨年の受注減により引渡し件数が減少し、売上高は425百万円、セグメント損失は21百万円となりました。

(不動産流通事業)

不動産流通事業においては、不動産の買取再販に注力しましたが、売上高は106百万円に留まり、セグメント損失は3百万円となりました。

なお、当社は、前第3四半期累計期間においては四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第41期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、677百万円と前事業年度末と比較し、316百万円の増加となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果、得られた資金は331百万円となりました。これは主に税引前当期純利益の発生186百万円、たな卸資産の減少額170百万円、未払消費税等の増加額80百万円による増加要因があるものの、売上債権の増加額51百万円、仕入債務の減少額57百万円、未成工事受入金の減少額133百万円による減少要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果、得られた資金は25百万円となりました。これは主に保険積立金解約による収入24百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果、減少した資金は59百万円となりました。これは主に長期借入金の借入による収入100百万円の増加要因があるものの、短期借入金の返済による支出130百万円、長期借入金の返済による支出45百万円の減少要因があつたことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が営む事業では、生産実績を定義することが困難であるため「生産実績」は記載しておりません。

(2) 受注実績

第41期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、第40期事業年度は決算期変更により、平成26年4月1日から平成26年12月31日の9ヶ月間であるため、前年同期比の記載は省略しております。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
住宅リフォーム事業	3,036,426	—	625,663	—
新築住宅事業	777,754	—	857,111	—
不動産流通事業	68,938	—	—	—
合計	3,883,118	—	1,482,774	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第42期第3四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
住宅リフォーム事業	2,135,054	678,395
新築住宅事業	418,541	850,273
不動産流通事業	106,822	342
合計	2,660,417	1,529,010

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

第41期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、第40期事業年度は決算期変更により、平成26年4月1日から平成26年12月31日の9ヶ月間であるため、前年同期比の記載は省略しております。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
住宅リフォーム事業	3,095,872	—
新築住宅事業	886,579	—
不動産流通事業	151,790	—
合計	4,134,242	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第42期第3四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)
住宅リフォーム事業	2,082,322
新築住宅事業	425,379
不動産流通事業	106,480
合計	2,614,182

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

今後の経済動向につきましては、当面、景気の弱さが残るもの、雇用・所得環境の改善が続く中で、持続的成長への各種政策の効果もあって、引き続き緩やかに回復していくことが期待されるものの、個人消費の停滞や企業収益の伸び悩みなど、予断を許さない状況が続くものと思われます。

なお、住宅市場につきましては、住宅ローン金利が低水準に推移したほか、消費税率引き上げの先伸ばしもあり、需要は堅調に推移することが期待されます。ただし、建設費の動向や建設労働者の需給状況には、引き続き注視する必要があります。

このような事業環境の中、当社が対処すべき当面の課題としては、主に次の項目が挙げられます。

① 営業地域内でのシェアの拡大

当社は、現状、既存マーケット内での深耕が不十分であることが課題であると認識しております。この課題を克服するために、当社は、新規出店による営業エリアの拡大のみで売上高増加を図るのではなく、マーケットリサーチの精密化によって新規顧客の獲得にあわせ、既存顧客のリピート受注の確保に注力すべく、社員の教育を積極的に行なうことが重要と考えております。

② 事業エリアの拡大

当社は、さらなる事業の拡大を考えております。新規出店のみならず、M&Aやアライアンス等も有効活用することで、営業地域内の深耕はもちろんのこと、既存商圈外の地域への事業領域を拡大することで、日本全国にサービスを提供できる体制を構築してまいります。

③ 各事業部門間の連携の強化

当社は、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し、一生涯のおつきあいをする」ことを、目指すべきゴールに掲げております。このミッション達成に向けて、2万6千世帯を超えるOB顧客、供給ストックを活かし、住宅リフォーム事業、新築住宅事業、不動産流通事業を有機的に連携させることにより、お客様からの住宅ニーズにワンストップで対応できる体制を充実させるべく、事業連携のシステム化を一層体系的に推進することを急務と考えております。

④ コーポレート・ガバナンスの充実

当社は継続的な事業の発展及び信頼性の向上のためには、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことが重要であると認識しております。この課題を克服するために、当社は、強固な内部管理体制の構築とコンプライアンスの強化に取り組んでおります。

まず、内部管理体制については、自浄能力の向上と組織内における内部牽制のさらなる機能強化を課題と捉えています。そこで部署内でのチェックの精度を高めて自浄能力を向上させることに加え、内部監査等の他部署による牽制的な機能をより一層発揮することに努めました。これらにより、取締役による経営の透明性及び公正性の確保が期待されます。

次にコンプライアンスの強化については、法令・社内規程類の順守はもとより、日々の業務を適正かつ確実に遂行するとともに、事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化しておりますが、さらなる信頼拡大に向け、これらの一層の強化が重要であると認識しております。この課題を克服するために、当社は、内部監査室を発足し、定期的な業務監査を実施するとともに、社内規程の内容を隨時見直し、各事業の業務運営の健全性の確保、情報共有、再発防止策の検討・実施、また適宜、社内啓蒙活動を実施し、透明性のある管理体制の構築を図っております。

今後はさらなるコーポレート・ガバナンスの充実を図るべく、社外取締役を選任することにより、経営の透明性及び公正性の向上に加え、株主の方の立場に近く、より高度な知識と経験に裏打ちされた意見を取り入れてまいりたいと考えております。

⑤ 人材の確保と育成

当社は、今後も事業を持続的に行っていくため、優秀な人材を継続的に確保し、育成することが最も重要であると認識しております。

この課題を克服するために、当社は、社内教育の拡充、それによる社員の資質向上を図り、社員一人一人のレベルアップを図るとともに、部店長・課長・リーダーの育成を強化し、事業拡大に伴う組織体制の整備を進めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業内容、経営成績、財政状態に関する事項のうち、事業展開上のリスク要因や、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある主な事項には、次のものが挙げられます。

なお、本項の記載事項は、当社株式への投資に関するすべてのリスクを網羅したものではありません。

また将来に関する事項については、本書提出日現在における当社独自の判断によるものであり、将来において発生する可能性のあるすべての事項を網羅したものではありません。

(1) 経営成績の変動リスク

① 営業地域の限定について

当社は、愛知県内において事業を展開しております。そのため当該地域の経済状況、金利動向、地価の動向、住宅需給の動向、雇用情勢、人口の動向、世帯数の動向等が、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

② 顧客の購入意欲について

当社が事業展開している住宅業界においては、景気、金利、地価、税制及び政策等によって顧客の購入意欲が大きく影響を受けます。

今後の景況感の悪化、所得の低下、金利の上昇、地価の上昇、政策の変更及び消費税率や住宅ローン減税等の税制の変更があった場合は、需要の前倒しや、その後の中長期的な需要の低迷などが予想されます。これにより、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

③ 消費税の増税及び住宅ローン減税について

当社の主力事業である住宅リフォーム事業は、消費税率の動向によって需要が大きく左右される特質をもっています。平成26年4月1日より、消費税増税が実施され、将来的には10%に引き上げられる予定であります。なお、増税に合わせた住宅取得を促進させる住宅ローン減税等の推進により、消費税増税前の需要の前倒しは見込まれるもの、その後の需要が減少する可能性があります。これにより、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

④ 業績の季節的変動について

当社が行う住宅リフォーム事業及び新築住宅事業においては、年度初めにあたる時期（4月～6月）には引渡棟数が低減するため、第2四半期以外の時期に業績が偏重する傾向があります。

また、住宅リフォーム事業においては、当該季節的変動要因とは別の消費マインドの変動や営業戦略上の理由により引渡し時期が集中し、業績が偏重する可能性があります。

なお、第41期及び第42期第3四半期累計期間の各四半期会計期間の売上高は、次のとおりであります。

セグメントの 名称	第41期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）									
	第1四半期 自平成27年1月 至平成27年3月		第2四半期 自平成27年4月 至平成27年6月		第3四半期 自平成27年7月 至平成27年9月		第4四半期 自平成27年10月 至平成27年12月		通期計	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
住宅 リフォーム 事業	738,496	23.8	633,645	20.5	887,156	28.7	836,573	27.0	3,095,872	100.0
新築住宅 事業	341,583	38.5	69,924	7.9	247,618	27.9	227,452	25.7	886,579	100.0
不動産流通 事業	62,414	41.1	10,408	6.9	76,320	50.3	2,647	1.7	151,790	100.0
合計	1,142,494	27.6	713,978	17.3	1,211,096	29.3	1,066,673	25.8	4,134,242	100.0

セグメントの 名称	第42期第3四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）							
	第1四半期 自平成28年1月 至平成28年3月		第2四半期 自平成28年4月 至平成28年6月		第3四半期 自平成28年7月 至平成28年9月		合計	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
住宅 リフォーム 事業	708,199	34.0	671,491	32.3	702,630	33.7	2,082,322	100.0
新築住宅 事業	231,870	54.5	75,504	17.8	118,004	27.7	425,379	100.0
不動産流通 事業	12,892	12.1	409	0.4	93,178	87.5	106,480	100.0
合計	952,963	36.5	747,405	28.6	913,813	34.9	2,614,182	100.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の金額は、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けておりません。

⑤ 外注先の確保ならびに活用について

当社では、受注した新築・リフォーム工事等を協力会社に発注しております。協力会社については、その経営状態、技術力、評判及び反社会的勢力との関係の有無などを調査して選定しており、協力業者会の定期開催等により、当社の理念の共有及び安全・品質管理の徹底等に十分に留意しております。協力会社に対する当社のコントロールには最善を期しておりますが、個別の作業現場においてトラブルが発生した場合、また今後、営業地域の拡大や受注件数の増加により、協力会社を適時に確保できなかつた場合、さらに協力会社の倒産に伴う代替業者との調整による工事遅延等が発生した場合には、当社の業務の停滞につながり、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 外注費、資材価格の高騰について

当社は、高額になりがちな住宅リフォームや新築住宅をお客様にとって魅力ある価格帯で提供するため、外注先・資材の仕入れ先を複数確保し、価格の抑制に努めております。しかしながら、外注先からの値上げ要請及び資材の需要増加により価格が高騰した場合は、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 為替相場変動による影響について

当社は、新築・リフォーム工事に輸入素材であるコーラルストーンを使用し、品質面での差別化を図っております。このコーラルストーンは海外からの輸入に依存しており、為替レートや原油価格の変動により大幅な円高や輸送コストが高騰した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 店舗展開に係る固定資産の減損について

当社は、ドミナント戦略に基づいて店舗展開を行っております。店舗開設にかかる設備投資の実施にあたっては、事前に収益性や投資回収の可能性について様々な観点から検討を行っておりますが、事業環境の急変などにより、予期せぬ状況変化や所期の事業計画から大幅な乖離が生じた場合、固定資産の減損損失が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ システムリスクについて

当社では、業務全般を管理するコンピュータシステム及び顧客情報・工事案件情報のデータベースを随時バックアップしております。しかしながら、当該システムの障害、大規模広域災害、もしくはコンピュータウィルス等によるデータベースへの影響、またはシステムの中断等により業務の一部または全般の処理に遅延が発生した場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 営業に関するリスク

① 自然災害について

当社が行う住宅リフォーム事業及び新築住宅事業は、火災・地震・台風等大規模な自然災害の影響を受けやすい事業といえます。災害の状況によっては、建物の点検や応急措置等の初動活動や被災した建築現場の修復に加え、支援活動等により多額の臨時費用の発生や建築現場の資材・部材等の確保が困難になる可能性があります。このため万一に備えて各種保険への加入や耐震性能の高い住宅仕様の研究・開発に努めておりますが、予測を超えた事態が生じた場合には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合について

住宅業界は、事業を行うための許認可の取得など新規参入に係る一定の障壁はあるものの、大手ハウスメーカーをはじめ個人事業者に至るまで大小さまざまな競合他社が多数存在しております。

また、近年では家電量販店やインターネット通信販売会社の住宅リフォーム事業への参入等、競合は一段と激化する傾向にあります。

当社では、徹底した原価管理に基づくコスト削減を行うとともに品質改善に努め、お客様のニーズに沿った商品開発を積極的に行うなど競合対策を講じておりますが、競合他社の動向によっては、今後の事業運営に影響が生じ、事業計画の達成や当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法務に関するリスク

① 法的規制について

当社が取り扱う業務は、「建設業法」、「建築士法」、「宅地建物取引業法」及び関連する各種法令による規制を受けております。当社では、特定建設業許可（建築工事業・大工工事業）、一級建築士事務所登録及び宅地建物取引業の許認可等を受けております。現時点において、当該許認可等の取消となる事由に抵触する事象は発生しておりませんが、将来、何らかの理由により、当該許認可等が取消され又はそれらの更新が認められない場合、もしくは、これらの法律等の改廃又は新たな法的規制が今後制定された場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本書提出日現在における当社の許認可取得状況は、以下のとおりです。

許認可の名称	特定建設業許可	一級建築士事務所登録	宅地建物取引業者免許
所管官庁	愛知県	愛知県	愛知県
登録番号等	愛知県知事許可 (特-27) 第36177号	愛知県知事登録 (い-23) 第12455号	愛知県知事登録 (3) 第20474号
取得日	平成27年8月5日	平成24年3月7日	平成28年4月4日
有効期限	平成32年8月4日	平成29年3月6日	平成33年4月3日
主な許認可取消事由	<ul style="list-style-type: none">・欠格事由等に該当するとき・不正の手段により許可を受けたとき・建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼした場合又は法令違反等があつた場合等において情状が特に重いとき・営業停止処分に違反したとき等	<ul style="list-style-type: none">・免許取消の申請・死亡等の届出・虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したとき・建築士法もしくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令もしくは条例の規定に違反したとき・業務に関して不誠実な行為をしたとき等	<ul style="list-style-type: none">・欠格事由等に該当するとき・不正の手段により免許を受けたとき・業務に関し取引の関係者に損害を与える又は公正を害する行為をした場合において情状が特に重いとき・業務停止処分に違反したとき等

② 品質の保証について

当社が扱う住宅リフォーム事業及び新築住宅事業においては、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」により増改築住宅及び新築住宅の構造上の主要な部分及び雨水の浸水を防止する部分については10年の瑕疵担保責任を負うことを義務付けられています。

当社は、同法に基づいて平成19年3月より、株式会社日本住宅保証検査機構の住宅瑕疵担保責任保険「JIOわが家の保険」に加入しております。当該保険の加入にあたっては、同機構が定める技術的基準に適合していることが要件であり、同社が指定する第三者機関による現場検査を受け、適合証明（性能評価）を受ける必要があります。このため当社は、設計、施工、監理の充実を図り、品質に万全を期すとともに、引渡後のアフターサービスに関しても誠実な対応を心がけております。しかし、当社の住宅の品質に重大な瑕疵や不備が認められた場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

③ 個人情報の保護に関するリスク

当社は、住宅見学会来場者リストや工事発注顧客等の個人情報を保有しております。これらの情報管理については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき社内規程の整備、管理体制の構築、外部からの侵入防止対策の実施等を講じるとともに、従業員等に対し個人情報に係る啓蒙活動を実施し、その漏洩や不正使用の未然防止に努めております。しかしながら、人為的なミスや何らかの不正な方法等により当社が保有する個人情報が漏洩した場合には、当社の信用力の低下や損害賠償の請求等によって業績等に影響を及ぼす可能性があります。

④ その他法的規制に係るリスク

当社では、受注した新築・リフォーム工事等の施工を協力会社に委託しており、当該委託に関する取引は「建設業法」の下請工事に関する規定または、「下請代金支払遅延等防止法」（以下、「下請法」といいます。）の適用対象となります。当社では、これらの法令の趣旨に則り、協力会社への代金等は遅延なく支払うこと、業務上の責任分担を適切に行なうことはもとより、弁護士等からリーガルチェックを受けた契約書の雛形を利用することで法令遵守に努めるとともに、下請法について従業員に対して適時研修を実施しております。

(4) 事業体制に関するリスク

① 小規模組織であることについて

当社は、社員数等組織の規模が小さく、内部管理体制は相互牽制を中心としたものとなっております。今後の事業拡大に応じて、営業・管理等において従業員の育成、及びそのビジネススキルとセンスを持つ人材を増強することが重要な課題であると認識しております。今後とも優秀な人員の増強及び内部管理体制の充実・強化を図っていく方針であります。しかしながら、当社の求める人材が確保できない場合には、十分な人的または組織的拡充ができず、当社の業務の停滞等により業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である安江博幸は、最高経営責任者として経営方針や戦略の決定、事業推進において中心的役割を果たしております。当社では同氏に過度に依存しない経営体制を構築するため、職務権限の委譲、合議制の推進等により同氏に依存しない業務運営の実施に努めておりますが、同氏が何らかの理由により当社の経営に携わることが困難になった場合には、当社の業務の停滞等により業績等に影響を及ぼす可能性があります。

③ 人材の確保及び育成について

当社が行なう住宅リフォーム事業、新築住宅事業及び不動産流通事業には、広範囲の専門的知識や資格を有した人材が不可欠であります。したがって事業拡大を図るうえで、優秀な人材を適切な時期に確保するとともに、その人材の育成に努める必要があります。当社では研修制度の充実を図り、従業員の教育・育成を行っております。しかしながら、人材の確保や育成が計画通りに進捗しない場合には、当社の業務の停滞等により業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

① 決算期変更について

当社は、平成26年10月22日開催の臨時株主総会決議において、予算管理の精度向上ならびに経営及び事業運営の効率化を図ることを目的として、決算期末日を3月31日から12月31日に変更しました。この変更により第40期は、平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月間となっております。そのため、期間損益の比較対照が困難となっております。

そこで当社は、投資情報として期間比較可能性を担保するための補足的情報を提供することを目的に、「みなし要約損益計算書（未監査）」を以下のとおり、開示しております。

「みなし要約損益計算書（未監査）」は、第41期が12ヶ月決算であるのに対して、第40期が9ヶ月決算であることから、平成26年1月1日から平成26年3月31日までの3ヶ月の損益計算書を第40期の損益計算書に合算することにより、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの12ヶ月間の期間における損益計算書として作成したものであります。なお、「みなし要約損益計算書（未監査）」は、法定の財務諸表ではないため、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じた監査や、その他いかなる監査も受けていないことにご留意下さい。

「みなし要約損益計算書（未監査）」の数値をもとに、第41期の主要な経営成績の比較を掲げると、以下のとおりとなります。

	みなし要約損益計算書 (未監査) (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	第41期損益計算書 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	3,780,565	4,134,242
売上原価	2,500,804	2,719,075
売上総利益	1,279,761	1,415,166
販売費及び一般管理費	1,306,857	1,222,864
営業利益又は営業損失（△）	△27,096	192,302
経常利益又は経常損失（△）	△29,423	205,006

② 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社の役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権（以下「ストック・オプション」という。）を付与しております。平成28年11月末現在これらのストック・オプションによる潜在株式数は、55,840株であり、発行済株式総数の942,800株の5.92%に相当しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が保有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この財務諸表の作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第41期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

① 資産

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ3百万円減少し、1,846百万円となりました。

流動資産については、前事業年度末に比べ103百万円増加し、1,010百万円となりました。

これは主として、販売用不動産の減少108百万円、未成工事支出金の減少58百万円、繰延税金資産の減少31百万円等の減少要因があったものの、当期純利益の計上やたな卸資産の回収等により、現金及び預金の増加319百万円の増加要因があったことによるものです。

固定資産については、前事業年度末に比べ106百万円減少し、835百万円となりました。

② 負債

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べ158百万円減少し、1,138百万円となりました。

流動負債については、前事業年度末に比べ182百万円減少し、972百万円となりました。

これは主として、未成工事受入金の減少133百万円、工事未払金の減少57百万円等によるものです。

固定負債については、前事業年度末に比べ23百万円増加し、166百万円となりました。

③ 純資産

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末に比べ155百万円増加し、707百万円となりました。これは、増資による資本金及び資本剰余金の増加16百万円、合併による資本剰余金の増加20百万円、ならびに当期純利益120百万円の計上による利益剰余金の増加等によるものであります。

第42期第3四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）

① 資産

当第3四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べ6百万円増加し、1,852百万円となりました。

流動資産については、前事業年度末に比べ6百万円増加し、1,017百万円となりました。これは主として、完成工事未収入金の減少22百万円、未成工事支出金の減少29百万円等の減少要因があったものの、販売用不動産の増加69百万円等の増加要因があったことによるものです。

固定資産については、前事業年度末に比べて大きな変動はなく、835百万円となりました。

② 負債

当第3四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ56百万円減少し、1,081百万円となりました。

流动負債については、前事業年度末に比べ158百万円減少し、813百万円となりました。これは主として、工事未払金の減少70百万円、短期借入金の返済による減少100百万円等の減少要因があつたことによるものです。

固定負債については、前事業年度末に比べ、101百万円増加し、267百万円となりました。

③ 純資産

当第3四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ63百万円増加し、771百万円となりました。これは主として、利益剰余金の増加64百万円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第41期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

前事業年度は決算期変更により、平成26年4月1日から平成26年12月31日の9ヶ月間であるため、前年同期の記載は省略しております。

① 売上高及び営業利益

当事業年度は、消費税増税後の消費反動減から回復した影響により、主力事業であるリフォーム工事完工引渡件数が4,730棟、新築完工引渡棟数が30棟となりました。その結果、完工工事高は3,982百万円、不動産売上高が151百万円となりました。また、主に広告宣伝費において従来の新聞折り込みチラシからWebによる集客へとその手法の移行を進めたことにより、効率的な販売促進が進み、販売費及び一般管理費は、1,222百万円となりました。その結果、当事業年度の営業利益は、192百万円となりました。

② 営業外損益・経常利益

営業外収益は、保険解約等により21百万円、営業外費用は材料・貯蔵品の売却損及びFC解約違約金等により8百万円となりました。その結果、当事業年度の経常利益は205百万円となりました。

③ 特別損益・当期純利益

特別損失は、固定資産の除却損及び車両の売却損等により18百万円となりました。その結果、当事業年度の当期純利益は120百万円となりました。

第42期第3四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）

① 売上高及び営業利益

当第3四半期累計期間のリフォーム工事完工引渡件数が3,015棟、新築完工引渡棟数は17棟となりました。その結果、完工工事高は2,507百万円、不動産売上高が106百万円となりました。また、販売費及び一般管理費は846百万円となり、当第3四半期累計期間の営業利益は122百万円となりました。

② 営業外損益・経常利益

営業外収益は、国からの助成金等により7百万円、営業外費用は支払利息等により3百万円となりました。その結果、当第3四半期累計期間の経常利益は125百万円となりました。

③ 特別損益・四半期純利益

特別損益に特筆すべき事項はなく、四半期純利益は82百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの原因については「第2事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 戦略的現状と見通し

経営戦略の現状と見通しについては、「1 業績等の概要」及び「3 対処すべき課題」として開示しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、ここ数年の国内の住宅事業のビジネス環境の変化に鑑みると、当社を取り巻く事業環境は、さらに厳しさを増すことが予想されます。引き続き住宅リフォーム・新築住宅・不動産流通の3事業で2万6千世帯以上の既存顧客からの住宅ニーズにワンストップで応えるべく、顧客との関係の強化に努めるとともに、差別化を図るべく独自開発した「無添加厚塗りしつくいゅ」に続く新商品の開発、デザイン力・提案力強化を図ることで新規顧客の開拓を進め、一方で原価・経費の削減に取り組み、利益率の改善に継続的に努めてまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第41期事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

当事業年度の設備投資（無形固定資産を含む）の総額は10百万円となりました。その主な内訳は、業務効率化及びデータ分析・管理機能の強化に向けた基幹システムの改修4百万円であります。なお、当事業年度において重要な設備の除去・売却等はありません。

前事業年度につきましては、予算管理の精度向上を目的とした決算期の変更を行い9か月の変則決算となっているため、前事業年度との比較は行っておりません。

第42期第3四半期累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日)

当第3四半期累計期間の設備投資（無形固定資産を含む）の総額は33百万円となりました。その主な内訳は、機能の強化に向けた基幹システム入替及び機能追加19百万円、名駅店新設8百万円、社有車の購入5百万円であります。なお、当第3四半期累計期間において、重要な設備の除去、売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成27年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積m ²)	その他	合計	
本社 (名古屋市 中区)	—	本社機能	3,883	1,875	— (—) [194.25]	3,656	9,415	12 (—)
天白店 (名古屋市 天白区)	住宅リフオ ーム 新築住宅 不動産流通	店舗設備	10,369	607	280,184 (1,232.11)	2,658	293,819	30 (9)
刈谷東浦店 (愛知県 知多郡 東浦町)	住宅リフオ ーム 新築住宅	店舗設備	48,642	6,307	168,812 (1,495.8)	416	224,179	7 (1)
大高モデル ハウス (名古屋市 緑区)	新築住宅	ショー ルーム	26,527	—	20,220 (118.29)	116	46,864	— (—)
千種店 ほか6店	住宅リフオ ーム	店舗設備	176,501	271	— (—) [3,390.49]	11,051	187,824	61 (10)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具・備品であります。
 4. 建物及び土地の一部を賃借しております。年間賃借料は41百万円であります。
 なお、賃借している土地の面積は「」で外書きしております。
 5. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（嘱託社員、契約社員、パートタイマー、アルバイトを含む。）は最近1年間の平均人員を（）外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成28年11月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
一宮モデルハウス (愛知県 一宮市)	新築住宅	ショールーム	40,060	—	自己資金及び 増資資金	平成28年12月	平成29年7月	(注) 2
岡崎店 (愛知県 岡崎市)	住宅リフォーム	店舗設備	35,000	—	増資資金	平成29年4月	平成29年7月	(注) 3
長久手店 (愛知県 長久手市)	住宅リフォーム	店舗設備	40,000	—	増資資金	平成30年3月	平成30年7月	(注) 3
中川店 (名古屋 市中川 区)	住宅リフォーム	店舗設備	40,000	—	増資資金	平成30年3月	平成30年7月	(注) 3
岡崎モデルハウス (愛知県 岡崎市)	新築住宅	ショールーム	55,000	—	増資資金	平成30年1月	平成30年7月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、モデルハウスの新設であり、計数的な把握が困難なため記載しておりません。

3. 完成後の増加能力につきましては、店舗の新設であり、計数的な把握が困難なため記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,700,000
計	3,700,000

- (注) 1. 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は1,560,000株増加し、1,600,000株となっております。
2. 平成28年11月17日開催の臨時株主総会決議により、平成28年11月17日付で定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は2,100,000株増加し、3,700,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	942,800	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	942,800	—	—

- (注) 1. 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割いたしました。これにより株式数は919,230株増加し、発行済株式総数は942,800株となっております。
2. 平成28年11月17日開催の臨時株主総会決議により、平成28年11月17日付で単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 第1回新株予約権

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成26年4月22日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年12月31日)
新株予約権の数(個)	102(注) 1	87(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	102(注) 1	3,480(注) 1、 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	24,228(注) 2、 3	606(注) 2、 3、 4
新株予約権の行使期間	平成28年5月1日から 平成35年4月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24,228 資本組入額 12,114 (注) 2、 3	発行価格 606 資本組入額 303 (注) 2、 3、 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在(平成27年12月31日)1株、提出日の前月末現在(平成28年12月31日)は40株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを見じた数であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使時の払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 平成27年11月9日の臨時株主総会決議により、平成27年11月20日付で発行価格12,000円で普通株式1,400株の新株式の発行を行っております。
これにより「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割いたしました。これにより上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 第2回新株予約権

平成26年10月22日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年12月31日)
新株予約権の数(個)	390(注) 1	350(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	390(注) 1	14,000(注) 1、 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	27,050(注) 2、 3	677(注) 2、 3、 4
新株予約権の行使期間	平成28年12月1日から 平成35年11月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 27,050 資本組入額 13,525 (注) 2、 3	発行価格 677 資本組入額 339 (注) 2、 3、 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在(平成27年12月31日) 1 株、提出日の前月末現在(平成28年12月31日)は40株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものと減じた数であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使時の払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 平成27年11月 9 日の臨時株主総会決議により、平成27年11月20日付で発行価格12,000円で普通株式1,400株の新株式の発行を行っております。

これにより「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式 1 株を40株に株式分割いたしました。これにより上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 第3回新株予約権

平成28年3月31日定時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年12月31日)
新株予約権の数(個)	—	959(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	38,360(注) 1、 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	800(注) 2、 3
新株予約権の行使期間	—	平成32年4月1日～ 平成35年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 800 資本組入額 400 (注) 2、 3
新株予約権の行使の条件	—	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものと減じた数であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使時の払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割いたしました。これにより上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年3月12日 (注) 1	△7,830	22,170	—	30,000	—	—
平成27年11月20日 (注) 2	1,400	23,570	8,400	38,400	8,400	8,400
平成28年11月16日 (注) 3	919,230	942,800	—	38,400	—	8,400

(注) 1. 自己株式の消却による減少であります。

2. 有償第三者割当 発行価格12,000円 資本組入額6,000円

主な割当先 安江工務店従業員持株会、山本賢治、印田昭彦、他2名

3. 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割いたしました。これにより株式数は919,230株増加し、発行済株式総数は942,800株となっております。

(5) 【所有者別状況】

平成28年11月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計
					個人以外	個人		
株主数 (人)	—	—	—	—	—	—	13	13
所有株式 数(単元)	—	—	—	—	—	—	9,428	9,428
所有株式 数の割合 (%)	—	—	—	—	—	—	100	100

(注) 自己株式2,400株は、「個人その他」に24単元含まれております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 940,400	9,404	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	942,800	—	—
総株主の議決権	—	9,404	—

- (注) 1. 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割いたしました。これにより株式数は919,230株増加し、発行済株式総数は942,800株となっております。
2. 平成28年11月17日開催の臨時株主総会決議により、平成28年11月17日付で単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

② 【自己株式等】

平成28年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社安江工務店	名古屋市天白区島田一丁 目1413番地	2,400	—	2,400	0.2
計	—	2,400	—	2,400	0.2

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年4月22日	平成26年10月22日	平成28年3月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員39名（注）1	当社取締役1名 当社従業員27名（注）2	当社取締役2名 当社従業員45名（注）3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 ①第1回新株予約権」に記載しております。	「(2)新株予約権等の状況 ②第2回新株予約権」に記載しております。	「(2)新株予約権等の状況 ③第3回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上
代用払込みに関する事項	同上	同上	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	同上	同上

- (注) 1. 付与対象者の区分及び人数については、役員の退任及び従業員の退職による権利の喪失により、本書提出日現在において、当社取締役3名、従業員24名となっております。
 2. 付与対象者の区分及び人数については、従業員の退職による権利の喪失により、本書提出日現在において、当社取締役2名、従業員17名となっております。
 3. 付与対象者の区分及び人数については、従業員の退職による権利の喪失により、本書提出日現在において、当社取締役2名、従業員42名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第11号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
最近事業年度における取得自己株式	60	1,773
最近期間における取得自己株式	—	—

(注) 合併により自己株式を引継いだものであります。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	60	—	2,400	—

(注) 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割いたしました。これにより最近期間における保有自己株式数は、株式分割後の株式を記載しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として認識しており、将来の企業成長と強固な財務体質構築のための内部留保を確保しつつ、株主に継続的に配当を行うことを基本方針としております。

当社の剩余金の配当は、年1回の期末配当を基本の方針としております。期末配当の決定機関は株主総会であります。

当社の剩余金の配当は、年1回の期末配当を基本の方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

第41期事業年度の剩余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり766円としております。

内部留保金の使途につきましては、今後の事業展開への備えとしていくこととしております。

(注) 基準日が第41期事業年度に属する剩余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成28年3月31日 定時株主総会決議	18,008	766

(注) 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割いたしました。当該分割が第41期事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり配当額は19.15円であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 6名 女性一名(役員のうち女性の比率一%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	—	安江博幸	昭和40年9月7日	平成4年5月 平成6年4月 平成11年4月	(株)麦島建設入社 当社入社 当社専務取締役就任 当社代表取締役社長就任(現)	(注)2	492,800
専務取締役	—	山本賢治	昭和37年2月12日	昭和55年4月 昭和62年4月 平成14年11月 平成15年9月 平成17年4月 平成21年5月 平成25年4月 平成28年3月	伊豆下田農業協同組合(現:伊豆太陽農業協同組合)入職 学校法人駿河台学園入職 (株)トーメー(現:(株)メニコンネクション)入社 当社入社 営業企画支援室長 当社総務企画部長 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任(現)	(注)2	9,600
取締役	事業サポート部長	印田昭彦	昭和49年11月4日	平成9年4月 平成13年4月 平成20年10月 平成23年4月 平成26年4月 平成27年3月	名古屋トヨペット(株)入社 エコフレック入社 当社入社 当社千種店店長 当社管理部長 当社取締役事業サポート部長就任(現)	(注)2	6,800
取締役(監査等委員)	—	時田光一郎	昭和24年5月18日	昭和47年4月 平成11年6月 平成19年8月 平成23年8月 平成25年12月 平成26年12月 平成27年11月 平成28年3月	(株)東海銀行(現:(株)三菱東京UFJ銀行)入行 中央監査法人(合併により中央青山監査法人)入所 有限責任あづさ監査法人入所 中央朝日コンサルティング(株)入所 キャリオ技研(株)入社 ケイティー戦略経営オフィス開設 当社常勤監査役就任 当社取締役(常勤監査等委員)就任(現)	(注)3	—
取締役(監査等委員)	—	中浜明光	昭和23年11月5日	昭和46年4月 平成26年1月 平成26年4月 平成26年4月 平成26年5月 平成27年8月 平成27年9月 平成28年1月 平成28年3月 平成28年9月	監査法人丸の内会計事務所(現:有限責任監査法人トーマツ)入所 中浜明光公認会計士事務所開設(現) (株)スーパークリエイティブ社外監査役就任(現) A Z A P A(株)社外監査役就任 当社監査役就任 ミタチ産業(株)社外取締役就任(現) (株)MTG社外監査役就任(現) トピラシステムズ(株)社外監査役就任(現) 当社取締役(監査等委員)就任(現) A Z A P A(株)社外取締役(監査等委員)就任(現)	(注)3	4,000
取締役(監査等委員)	—	滝一廣	昭和25年5月22日	昭和44年3月 平成27年3月 平成28年3月	(株)サンゲツ入社 当社取締役就任 当社取締役(監査等委員)就任(現)	(注)3	4,000
計							517,200

- (注) 1. 取締役 時田光一郎、中浜明光及び滝一廣は、社外取締役であります。
 2. 監査等委員以外の取締役の任期は、平成28年3月31日開催の定時株主総会終結の時から平成28年12月期にかかる定時株主総会終結の時までであります。
 3. 監査等委員である取締役の任期は、平成28年3月31日開催の定時株主総会終結の時から平成29年度12月期にかかる定時株主総会終結の時までであります。
 4. 監査等委員会の体制は次のとおりであります。
 委員長 時田光一郎
 委員 中浜明光 滝一廣

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

1. 基本的な考え方

当社は、「すべてのお客様にやすらぐ『住まい』を提供し、一生涯のおつきあいをする」という企業ミッションに基づき、お客様はもちろん株主や投資家の皆様など全てのステークホルダーとの信頼関係を築くために経営上の組織体制等を整備し、必要な施策を実施するとともに、適切な情報開示を行い、透明性高い経営に取り組むことを、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

2. コーポレート・ガバナンスの体制

①企業統治の体制

当社は取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、平成28年3月31日開催の第41回定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。

当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役の他、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置するとともに、内部監査室を設置しております。そして監査等委員である取締役については、独立性の高い社外取締役を登用しております。このような社外役員による経営への牽制機能の強化や、上記機関相互の連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が十分に確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。当社の取締役（監査等委員であるものを除く）は9名以内とし、監査等委員である取締役は3名以内とする旨を定款に定めております。

イ. 取締役会及び取締役

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名及び監査等委員である取締役3名の合計6名（本書提出日現在）で構成され、法令または定款の定めるところにより取締役等に委任できない事項及び経営戦略等の重要事項について審議・決定し、それらについて定期的にチェックする機能を果たしております。原則として月1回の開催とし、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

ロ. 幹部会

すべての取締役と各事業部の事業部長等で構成され、取締役会での決議事項に基づく課題及び戦略について情報連携ならびに相互牽制を図り、意思決定・業務執行に齟齬が生じないように努めています。

ハ. コンプライアンス委員会

社長をコンプライアンス統制の実施責任者とし、内部監査室長をはじめとする各部門長を実施責任者として構成するコンプライアンス委員会を設置しております。適正なリスク管理体制の構築によるリスクの未然防止及び危機時の損失抑制を目的として、定期的にリスク状況の報告を受けて常時リスクを把握するとともにリスク管理体制の不断の見直しを行っております。原則として四半期ごとの開催とし、必要に応じて臨時委員会を開催します。

ニ. 監査等委員会及び監査等委員である取締役

当社の監査等委員会は、いずれも社外取締役である常勤監査等委員1名と監査等委員2名の3名で構成されております。また、常勤監査等委員である時田光一郎氏を委員長と定めております。

取締役の執行状況等経営監視機能の充実に努めており、内部監査室及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。

ホ. 内部監査室

当社は、規模の小さい組織ではありますが、内部統制の有効性及び業務執行状況について、社長直轄の内部監査室に2名を設置し、会計監査、業務監査を着実に実施しております。

へ. 内部通報窓口

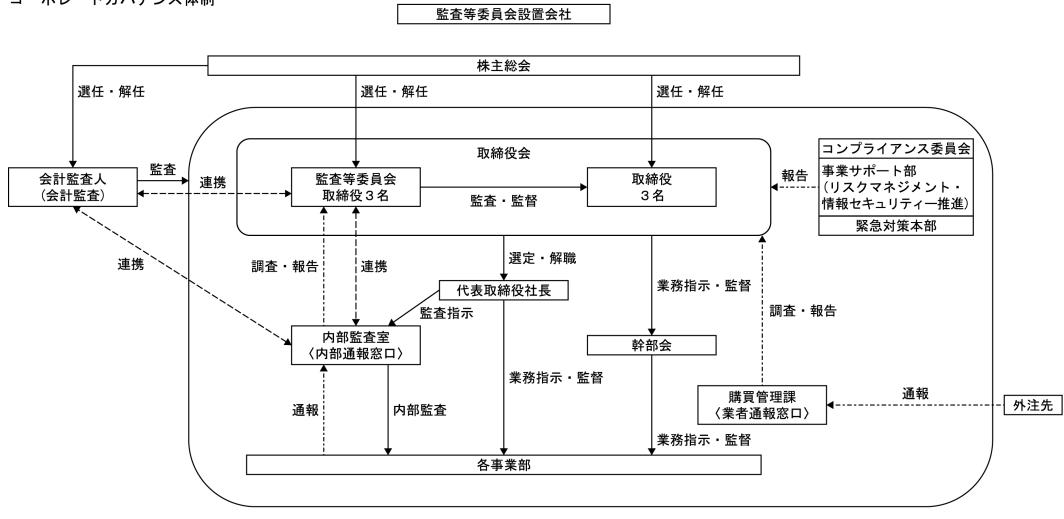
当社は、内部通報制度運用規程を制定し、従業員等から組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談・通報窓口を監査等委員会ならびに内部監査室に設置しております。また、取引業者からの同様の相談・通報窓口として事業サポート部購買管理課に取引業者ホットラインを設けて、コンプライアンス統制の実効性を高めるよう努めております。

ト. 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に準ずる監査を受けております。

当社における業務執行、経営監視、内部統制及びリスク管理体制の整備の状況（本書提出日現在）は次の通りであります。

コーポレートガバナンス体制



三様監査＝監査等委員会、会計監査人、内部監査室が連携し内部統制の有効性を高める。

②会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

取締役会は、監査等委員を除く取締役3名と監査等委員である取締役3名の計6名で構成されております。月1回の定例取締役会の他、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項について意思決定とともに、業務執行の状況の監督を行っております。

幹部会は、原則、代表取締役社長、取締役及び事業部長等により構成されております。毎月開催されている当該会議では、個別事項の状況把握及び審議を諂るとともに、取締役会が決定した方針に基づき、具体的な施策を検討し執行しております。

さらに、刻々と変化する事業環境に対応するため、各部門単位での会議を週1回程度開催するほか、社内情報ネットワーク・システムを通じて、情報の共有化と事業遂行の方向性を一致させております。その他、電子メールを利用することにより、当社内での横断的な情報の共有化を推進し、恒常的な意思決定の迅速化を図っております。

また、情報開示については、当社内の重要な情報の管理を徹底し、適宜、情報開示を実施しております。当社で発生した重要な情報については、即時に情報管理責任者に報告される体制となっております。報告を受けた情報管理責任者は、その情報の重要性及び情報開示の必要性を判断し、幹部会、取締役会及び代表取締役社長に報告するとともに、適宜、情報開示を実施しております。

上記の体制を通じて、各取締役及び従業員に対し、上場企業であることを認識し、意識、行動及び責任の自覚を強く求め、コーポレート・ガバナンスの質向上に取り組んでおります。また、内部統制システムの整備につきましては、この基本方針を決定し、システム充実に向けた取り組みを進めております。

内部統制システムの基本方針は、以下のとおりであります。

a. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、企業ミッションをはじめ、経営理念、コンプライアンスに関する行動指針・規程等を定め、当該規程等に則り各取締役及び各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整えております。
- 2) 当社は、コンプライアンス推進のため、コンプライアンス管理規程を制定し、この規程に定める事項の実施について責任を負う「実施統括責任者」を社長とし、「運営統括部門」を内部監査室といたします。実施統括責任者は必要に応じて「実施責任者」を指名し、実施責任者は内部監査室長を始めとする各部門長といたします。
- 3) 当社は、コンプライアンスを全社に浸透させる組織としてコンプライアンス委員会を設置し、四半期に1回の割合でコンプライアンス委員会を開催しております。
- 4) 当社は、各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理体制等の監査等を行うため、内部監査室が実施する監査等の結果について、取締役会及び監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整えております。
- 5) 当社は、内部通報制度運用規程を制定し、役員及び使用人が社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気が付いたときは、設置した窓口（ホットライン）に相談・通報することにより、それを未然に防止し、早期発見できるよう内部通報制度を運用しております。かかる制度では、社内通報者または社外通報者（取引業者等）に対して不利益が生じないことを保障しております。
- 6) 監査等委員会は、独立した立場から当社の内部統制システムの整備・運用状況を調査し、必要に応じてその改善を促しております。
- 7) 業務部門から独立した当社の内部監査室は、当社の内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じてその改善をしております。
- 8) 当社は、反社会的勢力との関係については、「反社会的勢力に対する対応マニュアル」に則り、一切の関係を持たず、介入等に対しては毅然とした態度で臨んでおります。また、警察等外部機関とも連携を保ち、幅広く情報を収集するとともに、不当要求は断固排除に努めております。
- 9) 当社は、財務諸表の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備し運用しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- 1) 法令及び「文書管理規程」に基づき、文書等（電磁的記録を含む。）の保存を行っております。
- 2) 情報の管理については、「情報システム管理規程」、「営業秘密管理規程」及び「個人情報保護規程」等により対応しております。
- 3) 当社は、会社の重要な情報開示に関連する規程を整備しており、法令等または取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備しております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社の継続的発展を脅かすあらゆるリスクを把握し、対応するためのリスクマネジメント・システムを構築するため、リスク管理規程を制定し、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整えております。
- 2) 危機発生時には企業価値の毀損を極小化するため、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、対応策等危機管理にあたっております。事業リスクについて業務を担当する取締役のほか形態別事業リスク所管部門長は、自己の担当領域についてのリスク管理体制を構築する責任と権限を有しております。また、このクライスマネジメント（緊急時における対応行動）の所管を事業サポート部としております。
- 3) 内部監査室は、内部統制に関する全社的整備状況の監査を行っております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、定例の取締役会を毎月開催するほか、必要に応じ適時臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督しております。
- 2) 取締役会付議事項及び経営の基本方針に基づく全社戦略について、審議、決定するために、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び常勤の監査等委員または選定監査等委員が出席する幹部会議を毎月開催しております。

e. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の配置については、監査等委員会との協議のうえ、監査等委員会の意向を尊重して具体的な内容（組織、人数等）を決定することとしております。

f. 前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人の独立性ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会から監査業務に必要な指示を受けた取締役及び使用人は、当該指示については専ら監査等委員会の指揮命令に服することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部門長等の指揮命令を受けないこととしております。
- 2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、懲戒を含む評価については、監査等委員会の事前承認を得て決定することとしております。

g. 当社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

1) 当社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において隨時その担当する業務の執行状況の報告を行っております。

2) 当社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役及び使用人等は、以下に定める事項について、発見またはその恐れがある場合に速やかに監査等委員会に対して報告を行っております。

① 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの

② 会社に著しい損害及び利益を及ぼす恐れのある事実

③ 取締役の職務執行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実、当社の内部監査室が実施した監査の結果、関係部門の担当者あるいは調査・対応チームが取り纏めた報告書の内容

④ 企業倫理に関する内部通報窓口及び「パワハラ等」に関する相談窓口に対する通報の状況

3) 監査等委員会が必要と判断した情報については、当社の取締役及び使用人等に対し、報告を求めることができます。

4) 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止しております。

h. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払うものとしております。

i. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 全監査等委員のうち、過半数は社外取締役としております。

2) 常勤の監査等委員または選定監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、幹部会議などの重要な会議に出席するとともに、当社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人にその説明を求めるとしております。

3) 監査等委員会は、内部監査室長から内部監査について及び会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

4) 代表取締役と各監査等委員は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととしております。

5) 取締役は、監査等委員会の職務の執行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備しております。

③リスク管理体制の整備状況

当社では、全社のリスクマネジメント推進及び内部統制の統括を目的として、専務取締役をリスク管理統括責任者に任命し、リスク管理の基本方針等の策定、リスク管理体制の全体的評価と定期的な見直し、不祥事の予防・早期発見のためのリスクの洗出し、モニタリングによる全体的リスクの統括及び改善策の立案体制の構築を進めています。

同時にリスク管理規程に基づいて、代表取締役社長を委員長、各部門長を委員とする組織横断的な緊急対策本部を設置し、定期的に開催することを通してリスクの抽出、対策の立案、対策実施の状況の把握及び教育・啓蒙活動等により、リスク管理の徹底を図ってまいります。

上記のような平時のリスク管理体制を通じて未然のリスク回避に努めるとともに、緊急事態発生時には、関連部署が中心となり対策チームを立ち上げるなどして問題解決に取り組む体制としております。

なお、法的リスクについては、必要に応じて弁護士のアドバイスを適宜受け対応しております。

④内部監査及び監査等委員会監査

当社の内部監査の状況は、独立した組織として社長直轄の内部監査室を設置し、同室の内部監査責任者（1名）が、各部門の業務に対し、内部監査規程及び毎期策定する内部監査計画等に基づき、業務遂行、コンプライアンスについて実施しております。被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指示を行い、その改善状況について監査後に遅滞なくヒアリングを行うとともに、書面による報告を行わせることにより、内部監査の実効性を確保しております。

監査等委員会監査については、監査等委員会で定めた監査の方針、監査計画に従い、3名の監査等委員により実施しております。各監査等委員は、取締役の職務執行ならびに当社の業務執行の適法性・財務内容の信頼性等について監査を行っております。また、内部監査を担当する内部監査室と内部監査計画策定時に、各種監査が効率的に行えるよう調整する他、重要監査項目については連携して監査を実施しております。さらに、内部監査実施後には内部監査室から報告を受け、抽出された課題等について協議をして対応をしております。

また、会計監査については、有限責任監査法人トーマツから四半期毎にレビュー、または監査を受けております。

内部監査、監査等委員監査及び会計監査の相互連携につきましては、内部監査計画策定時において協議を行う他、会計監査人による監査に必要に応じて監査等委員である取締役が立ち会っております。また、会計監査人の監査結果について監査等委員である取締役及び内部監査室は報告を受け、問題点等の確認を行い、フォローも行っております。これらの監査と内部統制部門との関係につきましては、それぞれの監査結果について情報共有及び意見交換を隨時行うことで、監査の実効性を確保することに努めております。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、該当する取締役と同規定に基づく責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑥監査等委員である社外取締役

当社は、社外取締役を3名選任しております。

時田光一郎氏は、金融業界及び監査法人等において豊富な経験をされており、中浜明光氏は、公認会計士の資格を有しております、監査法人において豊富な経験をされていることから、両氏ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております、適切な助言・提言をしていただけたと判断して社外取締役に選任しております。

滝一廣氏は、業界関連の事業会社での豊富な経験を有しております、適切な助言・提言をしていただけたと判断して社外取締役に選任しております。

社外取締役は次のとおり当社株式を所有しております。当該株式所有を除き、社外取締役と当社との間に、特別な利害関係はありません。

当社株式を所有する社外取締役（平成28年11月30日現在）

中浜明光	4,000株
滝一廣	4,000株

当社は、監査等委員会設置会社として、社外取締役3名による監査等委員である取締役で構成する監査等委員会による監査・監督体制とすることで、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性及び透明性及び効率性を高めることが重要であると考えております。

また、当社の3名の社外取締役はいずれも独立性が高く、社外取締役による独立・公正な立場での監査・監督が実施されることにより、客観性及び中立性を確保した経営の監査・監視機能が有効に機能する体制であると判断しております。

なお、3名の社外取締役は、監査等委員会において監査等委員会監査、内部監査ならびに会計監査に関する事項について情報交換及び意見交換を行い、相互連携を図ります。内部統制責任者より、3名の社外取締役に対して適宜内部統制の整備及び運用状況の報告がなされ、情報交換及び意見交換を行っております。

当社では、社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針はないものの、選任にあたっては株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考しております。

⑦役員の報酬等

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	45,930	45,930	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	6,010	6,010	—	—	—	5

(注) 当社は、平成28年3月31日付けで監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の員数(名)	内容
7,609	1	事業サポート部長としての給与であります。

ニ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により、監査等委員ではない取締役及び監査等委員である取締役それぞれの報酬限度額を決定しております。監査等委員ではない各取締役及び監査等委員である各取締役の報酬額は、監査等委員ではない取締役については取締役会の決議に基づき社長が決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会が決定しております。

⑧株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 6 銘柄

貸借対照表計上額 10,677千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額

及び保有目的

最近事業年度の前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	保有目的
三井ホーム(株)	10,000	4,990	事業上の関係の維持・強化
(株)名古屋銀行	10,000	4,490	事業上の関係の維持・強化
(株)プロンコビリー	100	307	情報収集
(株)サンヨーハウジング名古屋	100	127	情報収集
サーラ住宅(株)	100	85	情報収集
ジャパンベストレスキュー・システム(株)	100	26	情報収集

みなし保有株式

該当事項はありません。

最近事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	保有目的
三井ホーム(株)	10,000	5,540	事業上の関係の維持・強化
(株)名古屋銀行	10,000	4,450	事業上の関係の維持・強化
(株)プロンコビリー	200	472	情報収集
(株)サンヨーハウジング名古屋	100	120	情報収集
サーラ住宅(株)	100	68	情報収集
ジャパンベストレスキュー・システム(株)	100	26	情報収集

みなし保有株式

該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

ニ. 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更

該当事項はありません。

ホ. 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更

該当事項はありません。

⑨会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツの水野信勝、淺井明紀子であり、補助者は公認会計士8名、その他6名であります。なお継続監査年数については、いずれも7年以内のため記載を省略しております。

⑩取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

ロ. 中間配当

当社は、中間配当について、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めてあります。

⑪取締役の定数

当社の監査等委員である取締役以外の取締役は9名以内とする旨、また、当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする旨を定款に定めております。

⑫取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決者の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う旨、及び累積投票によらないものとする旨定款に定めてあります。

⑬株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
7,000	500	10,000	2,400

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近事業年度の前事業年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、労務管理に係る助言・指導であります。

最近事業年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制報告制度対応に関する助言・指導、労務管理に係る助言・指導等であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査法人から提示を受けた監査報酬見積額に対しての内容の説明を受け、事業の規模、予測される工数を協議の上、監査等委員会の同意を得て決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)及び当事業年度(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成28年1月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 貢務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、的確に対応するために、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構から発信される会計基準の新設・改正等に関する情報を入手しております。また、外部セミナーにも積極的に参加し、決算業務体制の強化を図っております。

5. 決算日変更に関する事項

当社は決算日を3月31日としておりましたが、3月売上高が集中することによる業務負荷の軽減および事業運営の効率化を図るために、平成26年10月22日開催の臨時株主総会の決議により決算日を毎年12月31日に変更しております。この変更に伴い、第40期事業年度の期間は、平成26年4月1日より平成26年12月31日までの9か月間となっています。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	361, 128	680, 506
完成工事未収入金	24, 124	75, 181
未成工事支出金	230, 781	172, 770
販売用不動産	108, 398	—
材料貯蔵品	6, 258	2, 666
前払費用	12, 694	9, 726
繰延税金資産	102, 316	71, 195
その他	62, 734	2, 300
貸倒引当金	△1, 140	△3, 476
流動資産合計	<u>907, 295</u>	<u>1, 010, 871</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 347, 425	※1 339, 383
減価償却累計額	△77, 846	△95, 940
建物（純額）	<u>269, 578</u>	<u>243, 442</u>
構築物	38, 331	34, 951
減価償却累計額	△9, 393	△12, 469
構築物（純額）	<u>28, 937</u>	<u>22, 482</u>
機械及び装置	9, 350	9, 350
減価償却累計額	△2, 199	△3, 043
機械及び装置（純額）	<u>7, 151</u>	<u>6, 307</u>
車両運搬具	48, 194	28, 729
減価償却累計額	△30, 207	△25, 974
車両運搬具（純額）	<u>17, 986</u>	<u>2, 754</u>
工具器具・備品	66, 376	61, 288
減価償却累計額	△39, 834	△43, 389
工具器具・備品（純額）	<u>26, 542</u>	<u>17, 898</u>
土地	※1 469, 217	※1 469, 217
建設仮勘定	—	859
有形固定資産合計	<u>819, 414</u>	<u>762, 962</u>
無形固定資産		
ソフトウエア	14, 559	14, 678
その他	2, 430	2, 070
無形固定資産合計	<u>16, 989</u>	<u>16, 749</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	11, 134	11, 555
長期前払費用	15, 149	6, 779
繰延税金資産	32, 633	—
その他	46, 624	37, 304
投資その他の資産合計	<u>105, 541</u>	<u>55, 639</u>
固定資産合計	<u>941, 946</u>	<u>835, 351</u>
資産合計	<u>1, 849, 242</u>	<u>1, 846, 222</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	320,473	262,767
短期借入金	※1,※2 230,000	※1,※2 100,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 18,174	※1 50,522
未払金	50,757	50,608
未払費用	5,866	8,654
未払法人税等	358	1,341
未成工事受入金	478,940	345,368
預り金	5,290	15,882
賞与引当金	20,530	31,755
完成工事補償引当金	22,742	24,701
その他	1,000	80,492
流動負債合計	1,154,132	972,095
固定負債		
長期借入金	※1 142,791	※1 164,479
繰延税金負債	—	1,668
固定負債合計	142,791	166,147
負債合計	1,296,923	1,138,243
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	38,400
資本剰余金		
資本準備金	—	8,400
その他資本剰余金	—	20,350
資本剰余金合計	—	28,750
利益剰余金		
利益準備金	4,010	4,010
その他利益剰余金		
特別償却準備金	4,324	3,511
別途積立金	305,000	305,000
繰越利益剰余金	208,042	328,895
利益剰余金合計	521,376	641,417
自己株式	—	△1,773
株主資本合計	551,376	706,794
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	941	1,185
評価・換算差額等合計	941	1,185
純資産合計	552,318	707,979
負債純資産合計	1,849,242	1,846,222

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成28年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金預金	704, 508
完成工事未収入金	52, 621
未成工事支出金	142, 872
販売用不動産	69, 187
材料貯蔵品	3, 312
その他	47, 522
貸倒引当金	△2, 583
流動資産合計	1, 017, 442
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	235, 519
土地	469, 549
その他（純額）	45, 936
有形固定資産合計	751, 005
無形固定資産	31, 227
投資その他の資産	52, 953
固定資産合計	835, 186
資産合計	1, 852, 628
負債の部	
流動負債	
工事未払金	192, 157
1年内返済予定の長期借入金	91, 996
未払法人税等	7, 555
未成工事受入金	373, 433
賞与引当金	54, 894
完成工事補償引当金	26, 878
その他	66, 927
流動負債合計	813, 842
固定負債	
長期借入金	266, 830
その他	808
固定負債合計	267, 638
負債合計	1, 081, 480
純資産の部	
株主資本	
資本金	38, 400
資本剰余金	28, 750
利益剰余金	705, 679
自己株式	△1, 773
株主資本合計	771, 057
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	90
評価・換算差額等合計	90
純資産合計	771, 147
負債純資産合計	1, 852, 628

② 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
売上高		
完工工事高	2,340,647	3,982,245
兼業事業売上高	79,058	151,997
売上高合計	<u>2,419,706</u>	<u>4,134,242</u>
売上原価		
完工工事原価	1,547,927	2,605,456
兼業事業売上原価	72,617	113,619
売上原価合計	<u>1,620,545</u>	<u>2,719,075</u>
売上総利益		
完工工事総利益	792,719	1,376,789
兼業事業総利益	6,441	38,377
売上総利益合計	<u>799,160</u>	<u>1,415,166</u>
販売費及び一般管理費		
役員報酬	46,446	51,940
従業員給与手当	361,175	501,905
賞与引当金繰入額	18,177	31,561
法定福利費	60,249	94,712
広告宣伝費	300,928	275,609
貸倒引当金繰入額	516	2,335
地代家賃	42,516	54,270
減価償却費	31,813	41,627
その他	214,445	168,901
販売費及び一般管理費合計	<u>1,076,269</u>	<u>1,222,864</u>
営業利益又は営業損失(△)	<u>△277,109</u>	<u>192,302</u>
営業外収益		
受取利息及び配当金	754	289
保険解約返戻金	—	18,450
その他	1,891	2,953
営業外収益合計	<u>2,646</u>	<u>21,693</u>
営業外費用		
支払利息	3,446	5,539
その他	964	3,449
営業外費用合計	<u>4,411</u>	<u>8,989</u>
経常利益又は経常損失(△)	<u>△278,875</u>	<u>205,006</u>
特別利益		
固定資産売却益	—	※1 243
投資有価証券売却益	12,907	—
特別利益合計	<u>12,907</u>	<u>243</u>
特別損失		
固定資産売却損	—	※2 2,179
固定資産除却損	※3 4,652	※3 16,440
投資有価証券売却損	9,034	—
特別損失合計	<u>13,687</u>	<u>18,619</u>
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	<u>△279,654</u>	<u>186,630</u>
法人税、住民税及び事業税	11,080	1,344
法人税等調整額	△99,027	65,245
法人税等合計	△87,946	66,589
当期純利益又は当期純損失(△)	<u>△191,707</u>	<u>120,040</u>

【完成工事原価明細書】

		前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 材料費		63,169	4.1	118,109	4.5
II 労務費		2,580	0.1	3,106	0.1
III 外注費		1,452,799	93.9	2,439,226	93.7
IV 経費		29,378	1.9	45,013	1.7
(うち人件費)		(19,355)	(1.3)	(24,238)	(0.9)
計		1,547,927	100.0	2,605,456	100.0

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算であります。

【兼業事業原価明細書】

		前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 不動産取得費		71,371	98.3	104,150	91.3
II 外注費		—	—	5,621	4.9
III 経費		1,245	1.7	4,233	3.8
合 計		72,617	100.0	114,004	100.0
他勘定振替高	※1	—		385	
兼業事業売上原価		72,617		113,619	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算であります。

(注) ※1 他勘定振替高の内容は次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
販売費及び一般管理費	—	385

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	2,614,182
売上原価	1,645,261
売上総利益	968,921
販売費及び一般管理費	
役員報酬	46,290
従業員給与手当	300,825
賞与引当金繰入額	53,478
法定福利費	60,586
広告宣伝費	175,892
減価償却費	30,953
その他	178,471
販売費及び一般管理費合計	846,497
営業利益	122,423
営業外収益	
受取利息及び配当金	174
補助金収入	5,600
その他	1,435
営業外収益合計	7,210
営業外費用	
支払利息	2,626
その他	1,203
営業外費用合計	3,830
経常利益	125,804
特別利益	
固定資産売却益	972
特別利益合計	972
税引前四半期純利益	126,776
法人税、住民税及び事業税	7,555
法人税等調整額	36,950
法人税等合計	44,505
四半期純利益	82,271

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本				利益剰余金	
	資本準備金	資本剰余金		資本剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金			
当期首残高	30,000	—	—	—	4,010	
当期変動額						
新株の発行	—	—		—		
剰余金の配当						
当期純損失						
特別償却準備金の取崩						
合併による増加			—	—		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	
当期末残高	30,000	—	—	—	4,010	

特別償却準備金	株主資本				自己株式			
	利益剰余金			利益剰余金合計				
	その他利益剰余金							
	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	4,942	305,000	413,786	727,738	—			
当期変動額								
新株の発行								
剰余金の配当			△14,654	△14,654				
当期純損失			△191,707	△191,707				
特別償却準備金の取崩	△617		617	—				
合併による増加								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	△617		△205,743	△206,361	—			
当期末残高	4,324	305,000	208,042	521,376	—			

株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	757,738	972	972
当期変動額			
新株の発行	—		—
剰余金の配当	△14,654		△14,654
当期純損失	△191,707		△191,707
特別償却準備金の取崩	—		—
合併による増加	—		—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		△30	△30
当期変動額合計	△206,361	△30	△30
当期末残高	551,376	941	941

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本				利益剰余金 利益準備金	
	資本剰余金			資本剰余金合計		
	資本準備金	その他資本剰余金				
当期首残高	30,000	—	—	—	4,010	
当期変動額						
新株の発行	8,400	8,400		8,400		
剰余金の配当						
当期純利益						
特別償却準備金の取崩						
合併による増加			20,350	20,350		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	8,400	8,400	20,350	28,750	—	
当期末残高	38,400	8,400	20,350	28,750	4,010	

特別償却準備金	株主資本				自己株式			
	利益剰余金			利益剰余金合計				
	その他利益剰余金							
	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	4,324	305,000	208,042	521,376	—			
当期変動額								
新株の発行								
剰余金の配当			—	—				
当期純利益			120,040	120,040				
特別償却準備金の取崩	△812		812	—				
合併による増加					△1,773			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	△812	—	120,853	120,040	△1,773			
当期末残高	3,511	305,000	328,895	641,417	△1,773			

	株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
		その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	551,376	941	941	552,318
当期変動額				
新株の発行	16,800			16,800
剰余金の配当	—			
当期純利益	120,040			120,040
特別償却準備金の取崩	—			—
合併による増加	18,577			18,577
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		243	243	243
当期変動額合計	155,417	243	243	155,661
当期末残高	706,794	1,185	1,185	707,979

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△279,654	186,630
減価償却費	32,511	42,471
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,612	2,335
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△36,672	11,225
完成工事補償引当金の増減額 (△は減少)	△109	1,959
受取利息及び受取配当金	△754	△289
支払利息	3,446	5,539
保険解約返戻金	—	△18,450
固定資産除売却損益 (△は益)	4,652	18,375
投資有価証券売却損益 (△は益)	△3,873	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△10,405	△51,057
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△163,056	170,001
仕入債務の増減額 (△は減少)	△159,558	△57,705
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△28,957	28,957
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	268,781	△133,571
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△12,618	80,492
その他	8,761	18,471
小計	△380,118	305,386
利息及び配当金の受取額	398	289
利息の支払額	△3,583	△5,580
法人税等の支払額	△95,976	△404
法人税等の還付額	—	32,281
営業活動によるキャッシュ・フロー	△479,280	331,972
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△3,000
有形固定資産の取得による支出	△136,355	△5,822
有形固定資産の売却による収入	—	11,539
無形固定資産の取得による支出	△9,527	△4,253
投資有価証券の売却による収入	100,718	—
保険積立金の解約による収入	—	24,234
その他	△6,060	2,359
投資活動によるキャッシュ・フロー	△51,225	25,057
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	230,000	△130,000
長期借入れによる収入	—	100,000
長期借入金の返済による支出	△13,295	△45,964
株式の発行による収入	—	16,800
配当金の支払額	△14,654	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	202,050	△59,164
現金及び現金同等物に係る換算差額	75	△76
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△328,379	297,789
現金及び現金同等物の期首残高	689,507	361,128
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	18,588
現金及び現金同等物の期末残高	※1 361,128	※1 677,506

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

(1) 未完工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 材料貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～35年

構築物 10年～20年

工具器具・備品 5年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間5年になっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の完成工事に係る補償費等の実績を基準として算定した将来の補償見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工事完成基準を適用しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

(1) 未完工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 材料貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～35年

構築物 10年～20年

工具器具・備品 5年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間5年になっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の完成工事に係る補償費等の実績を基準として算定した将来の補償見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準
工事完成基準を適用しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
建物	46,488千円	46,110千円
土地	429,913	429,913
計	476,402	476,023

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
短期借入金	230,000千円	100,000千円
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	160,965	215,001
計	390,965	315,001

※2. 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
当座貸越極度額	500,000千円	600,000千円
借入実行残高	230,000	100,000
差引額	270,000	500,000

(損益計算書関係)

※1. 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
車両運搬具	一千円	243千円

※2. 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
車両運搬具	—	1,305千円
工具器具・備品	—	873
計	—	2,179

※3. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
建物	4,162千円	7,222千円
構築物	187	2,384
車両運搬具	11	—
工具器具・備品	291	5,819
ソフトウエア	—	64
長期前払費用	—	948
計	4,652	16,440

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	22,170	—	—	22,170

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成26年4月22日 ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
平成26年10月22日 ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

(注) 1. 平成26年4月22日ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

2. 平成26年10月22日ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月30日 定時株主総会	普通株式	14,654	661	平成26年3月31日	平成26年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	22,170	1,400	—	23,570

(変動事由の概要)

平成27年11月9日の臨時株主総会の決議による募集株式の発行による増加

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	60	—	60

(変動事由の概要)

合併により自己株式を引継いだものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成26年4月22日 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
平成26年10月22日 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

(注) 1. 平成26年4月22日ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

2. 平成26年10月22日ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月31日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18,008	766	平成27年12月31日	平成28年3月31日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
現金預金	361,128千円	680,506千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	△3,000
現金及び現金同等物	361,128	677,506

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に設備投資に必要な資金の調達を目的として、銀行等金融機関から借入により資金を調達しております。
また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である、完成工事未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、顧客の信用状況を把握するとともに、債権残高を随時把握するを通じてリスクの軽減を図っております。

また、法人顧客新規取引の開始にあたっては、原則信用調査を行い取引条件を含め取引の可否について判断をしております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式で、市場価格の変動リスクに晒されており、時価を把握し、財務状況等を確認しております。

営業債務である工事未払金及び未払金は概ね2か月以内の支払期日であります。

借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、主に固定金利で調達しており、償還日は決算日後、最長で16年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、販売管理規定に従い、営業債権を各部門において、顧客案件ごとに回収期日及び残高を管理しております。

また、定期的にヒアリングを実施し回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

法人顧客新規取引の開始にあたっては、与信管理規定に従い、原則として受注先の信用調査を行い、取引条件を含め、取引の可否について社長決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制をとっております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘査して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、隨時に資金繰状況を把握して管理するとともに、取引銀行と当座貸越契約を締結するなどして、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金預金	361,128	361,128	—
(2) 完成工事未収入金	24,124	24,124	—
(3) 投資有価証券	11,134	11,134	—
資産計	396,387	396,387	—
(1) 工事未払金	320,473	320,473	—
(2) 短期借入金	230,000	230,000	—
(3) 未払金	50,757	50,757	—
(4) 未払法人税等	358	358	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	160,965	168,706	7,741
負債計	762,553	770,295	7,741

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金預金、(2) 完成工事未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 工事未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	359,502	—	—	—
完成工事未収入金	24,124	—	—	—
合計	383,627	—	—	—

(注3) 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	230,000	—	—	—	—	—
長期借入金	18,174	17,174	15,174	15,174	15,174	80,095
合計	248,174	17,174	15,174	15,174	15,174	80,095

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に設備投資に必要な資金の調達を目的として、銀行等金融機関から借入により資金を調達しております。
また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である、完成工事未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、顧客の信用状況を把握するとともに、債権残高を随時把握するを通じてリスクの軽減を図っております。

また、法人顧客新規取引の開始にあたっては、原則信用調査を行い取引条件を含め取引の可否について判断をしております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式で、市場価格の変動リスクに晒されており、時価を把握し、財務状況等を確認しております。

営業債務である工事未払金及び未払金は概ね2か月以内の支払期日であります。

借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、主に固定金利で調達しており、償還日は決算日後、最長で15年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、販売管理規定に従い、営業債権を各部門において、顧客案件ごとに回収期日及び残高を管理しております。

また、定期的にヒアリングを実施し回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

法人顧客新規取引の開始にあたっては、与信管理規定に従い、原則として受注先の信用調査を行い、取引条件を含め、取引の可否について社長決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制をとっております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、隨時に資金繰状況を把握して管理するとともに、取引銀行と当座貸越契約を締結するなどして、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金預金	680,506	680,506	—
(2) 完成工事未収入金	75,181	75,181	—
(3) 投資有価証券	11,555	11,555	—
資産計	767,242	767,242	—
(1) 工事未払金	262,767	262,767	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) 未払金	50,608	50,608	—
(4) 未払法人税等	1,341	1,341	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	215,001	222,788	7,787
負債計	629,719	637,506	7,787

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金預金、(2) 完成工事未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 工事未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	679,377	—	—	—
完成工事未収入金	75,181	—	—	—
合計	754,558	—	—	—

(注3) 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	50,522	48,522	20,688	15,174	15,174	64,921
合計	150,522	48,522	20,688	15,174	15,174	64,921

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	9,914	8,588	1,325
債券	—	—	—
その他	1,108	969	138
小計	11,022	9,558	1,464
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	111	120	△8
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	111	120	△8
合計	11,134	9,679	1,455

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	100,718	12,907	9,034
合計	100,718	12,907	9,034

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	10,582	8,588	1,993
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	10,582	8,588	1,993
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	94	120	△25
債券	—	—	—
その他	877	969	△91
小計	972	1,090	△117
合計	11,555	9,679	1,875

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出型の特定退職金共済制度に加入しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、3,733千円であります。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出型の特定退職金共済制度に加入しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、5,151千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上しておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成26年4月22日	平成26年10月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員39名	当社取締役1名 当社従業員27名
株式の種類及び付与数	普通株式 5,560株 (注)1	普通株式 20,000株 (注)1
付与日	平成26年4月30日	平成26年11月10日
権利確定条件	権利行使時に当社の取締役または従業員であること	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成28年5月1日～平成35年4月30日 (注)	平成28年12月1日～平成35年11月30日 (注)

(注) 1. 当社は、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割後の株式数で記載しております。

2. 権利行使期間の開始日は、新株予約権の割当を受けた者との契約により、記載日又は当社上場日のどちらか遅い日と定めております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

決議年月日	平成26年4月22日	平成26年10月22日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	5,560	20,000
失効	240	—
権利確定	—	—
未確定残	5,320	20,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 当社は、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割後の株式数で記載しております。

② 単価情報

決議年月日	平成26年4月22日	平成26年10月22日
権利行使価格(円)	625	700
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 当社は、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割を行っておりますが、上記権利行使価格は分割後の権利行使価格で記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は、未公開株式であるため付与時におけるストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 千円
- (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 千円

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上しておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成26年4月22日	平成26年10月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員39名	当社取締役1名 当社従業員27名
株式の種類及び付与数	普通株式 5,560株 (注)1	普通株式 20,000株 (注)1
付与日	平成26年4月30日	平成26年11月10日
権利確定条件	権利行使時に当社の取締役または従業員であること	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成28年5月1日～平成35年4月30日 (注)	平成28年12月1日～平成35年11月30日 (注)

(注) 1. 当社は、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割後の株式数で記載しております。

2. 権利行使期間の開始日は、新株予約権の割当を受けた者との契約により、記載日又は当社上場日のどちらか遅い日と定めております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成27年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

決議年月日	平成26年4月22日	平成26年10月22日
権利確定前(株)		
前事業年度末	5,320	20,000
付与	—	—
失効	1,240	4,400
権利確定	—	—
未確定残	4,080	15,600
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 当社は、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割後の株式数で記載しております。

② 単価情報

決議年月日	平成26年4月22日	平成26年10月22日
権利行使価格(円)	606	677
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 1. 当社は、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割を行っておりますが、上記権利行使価格は分割後の権利行使価格で記載しております。

2. 平成27年11月20日の新株発行（第三者割当増資）による権利価格の調整を行っております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は、未公開株式であるため付与時におけるストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産額方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(平成26年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	120,774 千円
賞与引当金	7,247
完成工事補償引当金	8,028
差入保証金	1,268
投資有価証券評価損	3,394
その他	2,753
繰延税金資産小計	143,466
評価性引当額	△2,834
繰延税金資産合計	140,632

繰延税金負債

未収事業税	2,809
その他有価証券評価差額金	513
特別償却準備金	2,359
繰延税金負債合計	5,682
繰延税金資産純額	134,949

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.3%
(調整)	
住民税均等割等	△0.2%
過年度法人税等	△3.6%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.5%

当事業年度(平成27年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	47,906 千円
賞与引当金	11,146
完成工事補償引当金	8,670
差入保証金	1,418
投資有価証券評価損	557
その他	4,394
繰延税金資産小計	74,093
評価性引当額	△1,976
繰延税金資産合計	72,117
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	690
特別償却準備金	1,899
繰延税金負債合計	2,589
繰延税金資産純額	69,527

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるとき、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.3%から35.1%に変更されております。

これによる影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成26年12月31日)

当社は本社等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(平成27年12月31日)

当社は本社等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位の内分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営情報の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は事業部門ごとに取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、事業部門を基礎とした商品・サービス別の報告セグメントから構成されており、「住宅リフォーム事業」、「新築住宅事業」、「不動産流通事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「住宅リフォーム事業」は、主に一般住宅のリフォーム工事請負を行っております。

「新築住宅事業」は、主に一般住宅の新築工事請負を行っております。

「不動産流通事業」は、主に不動産売買仲介、不動産売買を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は「重要な会計方針」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、損益計算書の営業利益ベースの数値であります。

なお、資産及び負債については内部管理上、報告セグメントに配分していないため、記載しておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	住宅リフォーム事業	新築住宅事業	不動産流通事業	
売上高 外部顧客への 売上高	1,790,283	549,384	80,038	2,419,706
計	1,790,283	549,384	80,038	2,419,706
セグメント利益 または損失(△)	△272,359	5,384	△10,133	△277,109
その他の項目 減価償却費	26,243	3,744	1,825	31,813

(注) セグメント利益は損益計算書の営業利益と一致しております。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位の内分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営情報の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっていります。

当社は事業部門ごとに取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、事業部門を基礎とした商品・サービス別の報告セグメントから構成されており、「住宅リフォーム事業」、「新築住宅事業」、「不動産流通事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「住宅リフォーム事業」は、主に一般住宅のリフォーム工事請負を行っております。

「新築住宅事業」は、主に一般住宅の新築工事請負を行っております。

「不動産流通事業」は、主に不動産売買仲介、不動産売買を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は「重要な会計方針」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、損益計算書の営業利益ベースの数値であります。

なお、資産及び負債については内部管理上、報告セグメントに配分していないため、記載しておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	住宅リフォーム事業	新築住宅事業	不動産流通事業	
売上高 外部顧客への 売上高	3,095,872	886,579	151,790	4,134,242
計	3,095,872	886,579	151,790	4,134,242
セグメント利益	121,585	50,343	20,374	192,302
その他の項目 減価償却費	33,094	7,839	692	41,627

(注) セグメント利益は損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	安江博幸	-	-	当社 代表取締役 社長	(被所有) 間接56.5	債務被保証	当社借入 に対する 債務被保 証	287,840	-	-
							賃貸借契 約に対す る債務被 保証	27,621	-	-

- (注) 1. 当社は銀行借入に対して債務保証を受けております。なお銀行借入に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度の借入金残高を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。
 2. 当社の賃貸契約について債務保証を受けております。なお、賃貸借に関する債務被保証の取引金額は、当事業年度の支払額を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。
 3. 債務保証については、平成28年9月末日までに全て解消しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社

株式会社YASUE (非上場)

なお、平成25年3月26日付で当社の純粹持株会社として同社を設立いたしました。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名 称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	安江博幸	-	-	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接52.4	債務被保証	当社借入 に対する 債務被保 証	222,976	-	-
							賃貸借契 約に対す る債務被 保証	34,037	-	-

- (注) 1. 当社は銀行借入に対して債務保証を受けております。なお銀行借入に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度の借入金残高を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。
 2. 当社の賃貸契約について債務保証を受けております。なお、賃貸借に関する債務被保証の取引金額は、当事業年度の支払額を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。
 3. 債務保証については、平成28年9月末日までに全て解消しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

なお、株式会社YASUEは、平成27年1月1日付で当社と合併し、消滅しております。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1 株当たり純資産額	622円82銭	752円85銭
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額 (△)	△216円18銭	134円77銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式 1 株を40株に株式分割いたしました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額を算定しております。

3. 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1 株当たり当期純利益金額 又は 1 株当たり当期純損失金額 (△)		
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△191,707	120,040
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△191,707	120,040
普通株式の期中平均株式数(株)	886,800	890,680
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 2 種類 (新株予約権の数639個)。これらの詳細は、「第 4 提出会社の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 2 種類 (新株予約権の数639個)。これらの詳細は、「第 4 提出会社の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 株式分割

当社は、平成28年10月28日開催の取締役会決議に基づき、株式分割を行いました。

当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の割合及び時期

平成28年11月16日付で平成28年11月15日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を1株に付き40株の割合をもって分割いたしました。

(3) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	23,570株
今回の分割により増加する株式数	919,230株
株式分割後の発行済株式数	942,800株
株式分割後の発行可能株式総数	1,600,000株

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響につきましては、(1株当たり情報)に記載しております。

(5) 新株予約権の行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の1株当たりの行使価格を以下のとおり調整いたしました。

新株予約権の名称	調整前行使価格	調整後行使価格
第1回新株予約権	24,228円	606円
第2回新株予約権	27,050円	677円
第3回新株予約権	32,000円	800円

2. 発行可能株式総数の増加及び単元株制度の採用

当社は、平成28年11月17日開催の臨時株主総会において、次の内容を含む定款の一部変更を行う旨の決議をしております。

(1) 発行可能株式総数の増加

平成28年11月17日付で発行可能株式総数は2,100,000株増加し、3,700,000株としております。

(2) 単元株制度の採用

平成28年11月17日付で単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

【注記事項】

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を第2四半期会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第3四半期累計期間において、四半期財務諸表への影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自 平成28年1月1日
至 平成28年9月30日)

減価償却費	31,511千円
-------	----------

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の 原資
平成28年3月31日 定時株主総会	普通株式	18,008	766	平成27年12月31日	平成28年3月31日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

	報告セグメント			合計
	住宅リフォーム事業	新築住宅事業	不動産流通事業	
売上高 外部顧客への 売上高	2,082,322	425,379	106,480	2,614,182
計	2,082,322	425,379	106,480	2,614,182
セグメント利益 または損失(△)	146,721	△21,186	△3,111	122,423

(注) セグメント利益は損益計算書の営業利益と一致しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	87円49銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	82,271
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	82,271
普通株式の期中平均株式数(株)	940,400

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 平成28年11月16日付で普通株式1株につき普通株式40株の割合で株式分割を行っております。第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 株式分割

当社は、平成28年10月28日開催の取締役会決議に基づき、株式分割を行いました。
当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の割合及び時期

平成28年11月16日付で平成28年11月15日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を1株に付き40株の割合をもって分割いたしました。

(3) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数 23,570株

今回の分割により増加する株式数 919,230株

株式分割後の発行済株式数 942,800株

株式分割後の発行可能株式総数 1,600,000株

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響につきましては、(1株当たり情報)に記載しております。

(5) 新株予約権の行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の1株当たりの行使価格を以下のとおり調整いたしました。

新株予約権の名称	調整前行使価格	調整後行使価格
第1回新株予約権	24,228円	606円
第2回新株予約権	27,050円	677円
第3回新株予約権	32,000円	800円

2. 発行可能株式総数の増加及び単元株制度の採用

当社は、平成28年11月17日開催の臨時株主総会において、次の内容を含む定款の一部変更を行う旨の決議をしております。

(1) 発行可能株式総数の増加

平成28年11月17日付で発行可能株式総数は2,100,000株増加し、3,700,000株としております。

(2) 単元株制度の採用

平成28年11月17日付で単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

⑤ 【附属明細表】(平成27年12月31日現在)

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	347,425	—	8,041	339,383	95,940	18,913	243,442
構築物	38,331	—	3,380	34,951	12,469	4,070	22,482
機械及び装置	9,350	—	—	9,350	3,043	843	6,307
車両運搬具	48,194	—	19,465	28,729	25,974	2,816	2,754
工具器具・備品	66,376	4,963	10,051	61,288	43,389	6,729	17,898
土地	469,217	—	—	469,217	—	—	469,217
建設仮勘定	—	2,597	1,738	859	—	—	859
有形固定資産計	978,896	7,561	42,677	943,779	180,817	33,373	762,962
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	33,518	18,839	4,389	14,678
その他	—	—	—	2,463	392	39	2,070
無形固定資産計	—	—	—	35,981	19,232	4,429	16,749
長期前払費用	26,198	—	7,971	18,227	11,447	4,668	6,779

(注) 1. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

車両運搬具 社有車売却 13,247千円

2. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	230,000	100,000	0.56	—
1年以内に返済予定の長期借入金	18,174	50,522	1.22	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	142,791	164,479	1.83	平成28年1月31日～平成43年1月31日
合計	390,965	315,001	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	48,522	20,688	15,174	15,174

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,140	3,476	—	1,140	3,476
賞与引当金	20,530	31,755	20,530	—	31,755
完成工事補償引当金	22,742	12,047	10,087	—	24,701

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成27年12月31日現在)

① 現金預金

区分	金額(千円)
現金	1,128
預金	
当座預金	46
普通預金	676,246
その他預金	85
定期預金	3,000
計	679,377
合計	680,506

② 受取手形

該当事項はありません。

③ 完成工事未収入金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般顧客（注）	75,181
合計	75,181

（注）販売先は不特定多数、かつ継続性がないため記載を省略しております。

(b) 滞留状況

発生時	金額(千円)
平成27年12月期計上額	74,639
平成26年12月期以前計上額	542
合計	75,181

④ 未成工事支出金

期首残高（千円）	当期支出額（千円）	完成工事原価への振替額 (千円)	期末残高（千円）
230,781	2,547,445	2,605,456	172,770

期末残高の内訳は次のとおりであります。

材料費	1,124千円
労務費	37千円
外注費	166,654千円
経費	4,954千円
計	172,770千円

⑤ 材料貯蔵品

区分	金額(千円)
工事用材料	1,845
貯蔵品	821
合計	2,666

⑥ 支払手形

該当事項はありません。

⑦ 工事未払金

相手先	金額(千円)
TOTO中部販売株式会社	26,956
株式会社ジーネット	19,757
株式会社金井建装	10,885
大森木材株式会社	8,620
株式会社創建	7,201
その他	189,347
合計	262,767

⑧未成工事受入金

期首残高（千円）	当期受入額（千円）	完成工事高への振替額 (千円)	期末残高（千円）
478,940	2,963,504	3,097,076	345,368

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注1)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.yasue.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年1月1日	(株)YASUE 代表取締役 安江博幸	愛知県名古屋市天白区島田1-1413	提出会社の持株会社	安江博幸	愛知県日進市	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長、大株主上位10名)	12,500	369,462,500 (29,557)	持株会社を提出会社が吸収合併したことによる
同上	同上	同上	同上	安江行彦	同上	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	4,050	119,705,850 (29,557)	同上
同上	同上	同上	同上	安江久樹	愛知県名古屋市天白区	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	2,660	78,621,620 (29,557)	同上
同上	同上	同上	同上	安江将寛	愛知県日進市	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	1,400	41,379,800 (29,557)	同上
同上	同上	同上	同上	安江かおり	愛知県名古屋市天白区	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	1,160	34,286,120 (29,557)	同上
同上	同上	同上	同上	安江紀江	愛知県日進市	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	300	8,867,100 (29,557)	同上
同上	同上	同上	同上	山本賢治	愛知県名古屋市中区	特別利害関係者等 (当社専務取締役、大株主上位10名)	40	1,182,280 (29,557)	同上
平成27年4月17日	安江博幸	愛知県日進市	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長、大株主上位10名)	安江工務店従業員持株会 理事長 山崎健二朗	愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号	—	30	無償	贈与
平成27年4月17日	安江行彦	愛知県日進市	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	印田昭彦	愛知県名古屋市天白区	特別利害関係者等 (当社取締役、大株主上位10名)	20	同上	同上
平成27年4月17日	安江行彦	愛知県日進市	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	安江工務店従業員持株会 理事長 山崎健二朗	愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号	—	10	同上	同上
平成27年12月25日	安江博幸	愛知県日進市	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長、大株主上位10名)	奥田勇	埼玉県さいたま市大宮区	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	150	1,800,000 (12,000)	取引先との関係強化のため

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ(スタンダード)及び株式会社名古屋証券取引所市場第二部への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第253条及び株式会社名古屋証券取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則第23条及び上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第19条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成26年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第229条の3第1項第2号及び株式会社名古屋証券取引所が定める有価証券上場規程に関する取扱い要領2(1)に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第254条及び株式会社名古屋証券取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則第24条及び上場前の公募又は売出し等に関する取扱い第20条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称ならびに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社ならびに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社ならびにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員ならびに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
時価純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上決定いたしました。
5. 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成27年11月20日	平成26年4月30日	平成26年11月10日	平成28年4月13日
種類	普通株式	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	1,400株	普通株式 139株 (注) 8	普通株式 500株 (注) 9	普通株式 1,011株 (注) 10
発行価格	12,000円 (注) 4	25,000円 (注) 5	28,000円 (注) 5	32,000円 (注) 6
資本組入額	6,000円	12,500円	14,000円	16,000円
発行価額の総額	16,800,000円	3,475,000円	14,000,000円	32,352,000円
資本組入額の総額	8,400,000円	1,737,500円	7,000,000円	16,176,000円
発行方法	有償第三者割当	平成26年4月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年10月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成28年3月31日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	—	—	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条及び株式会社名古屋証券取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則第25条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告ならびに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第259条及び株式会社名古屋証券取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則第29条において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしてしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成27年12月31日であります。
2. 株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条第1項第1号及び株式会社名古屋証券取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第21条の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第259条第1項第1号及び株式会社名古屋証券取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第21条に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

4. 安定株主との関係強化を目的としたもので、発行価格は、時価純資産方式により算出した価格により、決定しております。
5. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、時価純資産方式により算出した価格により、決定しております。
6. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、時価純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格により、決定しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき25,000円	1株につき28,000円	1株につき32,000円
行使期間	平成28年5月1日から 平成35年4月30日まで	平成28年12月1日から 平成35年11月30日まで	平成32年4月1日から 平成35年3月31日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権行使することができる。ただし、③で規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>③ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権行使することができる。ただし、③で規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>③ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権行使することができる。ただし、③で規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>③ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

8. 退職等により取締役2名従業員14名52株分の権利が喪失しております。
9. 退職等により従業員9名150株分の権利が喪失しております。
10. 退職等により従業員3名52株分の権利が喪失しております。
11. 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割を行つておりますが、記載内容は株式分割前の内容を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
安江工務店従業員持株会 理事長 山崎健二朗	愛知県名古屋市中区栄 二丁目3番1号	当社の従業員 持株会	850	10,200,000 (12,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
山本賢治	愛知県名古屋市中区	会社役員	200	2,400,000 (12,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
印田昭彦	愛知県名古屋市天白区	会社役員	150	1,800,000 (12,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
中浜明光	愛知県名古屋市天白区	会社役員	100	1,200,000 (12,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
滝一廣	愛知県丹羽郡扶桑町	会社役員	100	1,200,000 (12,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)

(注) 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「単価」は、株式分割前の「割当株数」及び「単価」を記載しております。

新株予約権の付与（ストック・オプション）①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
安江博幸	愛知県日進市	会社役員	6	150,000 (25,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
山本賢治	名古屋市中区	会社役員	6	150,000 (25,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
加藤直美	愛知県名古屋市緑区	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
加藤昌央	愛知県大府市	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
野呂みゆき	愛知県名古屋市瑞穂区	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
坂本昭子	愛知県長久手市	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
渡邊毅	名古屋市天白区	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
浅井勇一	愛知県日進市	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
岡田卓也	愛知県名古屋市緑区	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
荒木洋平	愛知県名古屋市東区	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
村上博之	愛知県名古屋市緑区	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
山崎健二朗	愛知県名古屋市東区	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
松尾和子	愛知県名古屋市緑区	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
小池久史	愛知県春日井市	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
多湖明美	愛知県名古屋市緑区	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
印田昭彦	愛知県名古屋市天白区	会社役員	3	75,000 (25,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
相座謙二	愛知県名古屋市中川区	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
鈴木祐司	愛知県みよし市	会社員	3	75,00 (25,000)	当社の従業員
寺島佑一	愛知県名古屋市天白区	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
廣瀬敏治	愛知県名古屋市昭和区	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
遠山順也	愛知県名古屋市中村区	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
北村浩美道	愛知県日進市	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
中山重光	愛知県名古屋市港区	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
添田浩司	愛知県江南市	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
浅井重臣	愛知県一宮市	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
三浦伸也	愛知県名古屋市瑞穂区	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員
新田義正	愛知県名古屋市緑区	会社員	3	75,000 (25,000)	当社の従業員

- (注) 1. 平成28年12月31日までの退職者等16名の失権分52株を除外して記載しております。
2. 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「単価」は、株式分割前の「割当株数」及び「単価」を記載しております。

新株予約権の付与（ストック・オプション）②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
加藤直美	愛知県名古屋市緑区	会社員	40	1,120,000 (28,000)	当社の従業員
山本賢治	愛知県名古屋市中区	会社役員	40	1,120,000 (28,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
浅井勇一	愛知県日進市	会社員	20	560,000 (28,000)	当社の従業員
多湖明美	愛知県名古屋市緑区	会社員	20	560,000 (28,000)	当社の従業員
印田昭彦	愛知県名古屋市天白区	会社役員	20	560,000 (28,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
相座謙二	愛知県名古屋市中川区	会社員	20	560,000 (28,000)	当社の従業員
井口善統	愛知県名古屋市瑞穂区	会社員	20	560,000 (28,000)	当社の従業員
浅井重臣	愛知県一宮市	会社員	20	560,000 (28,000)	当社の従業員
高阪眞一郎	愛知県名古屋市緑区	会社員	20	560,000 (28,000)	当社の従業員
藤井誠	愛知県名古屋市北区	会社員	20	560,000 (28,000)	当社の従業員
岩崎聰	愛知県名古屋緑区	会社員	20	560,000 (28,000)	当社の従業員
杉浦美紀	愛知県高浜市	会社員	20	560,000 (28,000)	当社の従業員
新田義正	愛知県名古屋市緑区	会社員	20	560,000 (28,000)	当社の従業員
野呂みゆき	愛知県名古屋市瑞穂区	会社員	10	280,000 (28,000)	当社の従業員
山崎健二朗	愛知県名古屋市東区	会社員	10	280,000 (28,000)	当社の従業員
北村浩美道	愛知県日進市	会社員	10	280,000 (28,000)	当社の従業員
三浦伸也	愛知県名古屋市瑞穂区	会社員	10	280,000 (28,000)	当社の従業員
酒向麻由	愛知県名古屋市北区	会社員	5	140,000 (28,000)	当社の従業員
中原綾乃	愛知県名古屋市名東区	会社員	5	140,000 (28,000)	当社の従業員

(注) 1. 平成28年12月31日までの退職者等9名の失権分150株を除外して記載しております。

2. 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「単価」は、株式分割前の「割当株数」及び「単価」を記載しております。

新株予約権の付与（ストック・オプション）③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
山本賢治	愛知県名古屋市中区	会社役員	80	2,560,000 (32,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
印田昭彦	愛知県名古屋市天白区	会社役員	61	1,952,000 (32,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
浅井勇一	愛知県日進市	会社員	51	1,632,000 (32,000)	当社の従業員
浅井重臣	愛知県一宮市	会社員	51	1,632,000 (32,000)	当社の従業員
新田義正	愛知県名古屋市緑区	会社員	41	1,312,000 (32,000)	当社の従業員
三浦伸也	愛知県名古屋市瑞穂区	会社員	37	1,184,000 (32,000)	当社の従業員
加藤直美	愛知県名古屋市緑区	会社員	31	992,000 (32,000)	当社の従業員
荒木洋平	愛知県名古屋市東区	会社員	31	992,000 (32,000)	当社の従業員
相座謙二	愛知県名古屋市中川区	会社員	31	992,000 (32,000)	当社の従業員
鈴木祐司	愛知県みよし市	会社員	31	992,000 (32,000)	当社の従業員
寺島佑一	愛知県名古屋市天白区	会社員	31	992,000 (32,000)	当社の従業員
山崎健二朗	愛知県名古屋市東区	会社員	27	864,000 (32,000)	当社の従業員
野呂みゆき	愛知県名古屋市瑞穂区	会社員	21	672,000 (32,000)	当社の従業員
渡邊毅	愛知県名古屋市天白区	会社員	21	672,000 (32,000)	当社の従業員
村上博之	愛知県名古屋市緑区	会社員	21	672,000 (32,000)	当社の従業員
小池久史	愛知県春日井市	会社員	21	672,000 (32,000)	当社の従業員
多湖明美	愛知県名古屋市緑区	会社員	21	672,000 (32,000)	当社の従業員
廣瀬敏治	愛知県名古屋市昭和区	会社員	21	672,000 (32,000)	当社の従業員
遠山順也	愛知県名古屋市中村区	会社員	21	672,000 (32,000)	当社の従業員
北村浩美道	愛知県日進市	会社員	21	672,000 (32,000)	当社の従業員
中山重光	愛知県名古屋市港区	会社員	21	672,000 (32,000)	当社の従業員
添田浩司	愛知県江南市	会社員	21	672,000 (32,000)	当社の従業員
岩崎聰	愛知県名古屋市緑区	会社員	20	640,000 (32,000)	当社の従業員
金子智成	愛知県春日井市	会社員	20	640,000 (32,000)	当社の従業員
加藤昌央	愛知県大府市	会社員	11	352,000 (32,000)	当社の従業員
坂本昭子	愛知県長久手市	会社員	11	352,000 (32,000)	当社の従業員
岡田卓也	愛知県名古屋市緑区	会社員	11	352,000 (32,000)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
松尾和子	愛知県名古屋市緑区	会社員	11	352,000 (32,000)	当社の従業員
酒向麻由	愛知県名古屋市北区	会社員	11	352,000 (32,000)	当社の従業員
中原綾乃	愛知県名古屋市名東区	会社員	11	352,000 (32,000)	当社の従業員
鈴木佳奈	愛知県みよし市	会社員	10	320,000 (32,000)	当社の従業員
今井祐紀	愛知県名古屋市緑区	会社員	10	320,000 (32,000)	当社の従業員
長坂亜由奈	愛知県名古屋市名東区	会社員	10	320,000 (32,000)	当社の従業員
井口善統	愛知県名古屋市瑞穂区	会社員	10	320,000 (32,000)	当社の従業員
宮脇智子	愛知県知多郡東浦町	会社員	10	320,000 (32,000)	当社の従業員
黒島由紀	愛知県名古屋市中村区	会社員	10	320,000 (32,000)	当社の従業員
大野友里	愛知県名古屋市千種区	会社員	10	320,000 (32,000)	当社の従業員
中岡夏子	愛知県名古屋市名東区	会社員	10	320,000 (32,000)	当社の従業員
伊藤育子	愛知県日進市	会社員	10	320,000 (32,000)	当社の従業員
小酒井吉朗	愛知県春日井市	会社員	10	320,000 (32,000)	当社の従業員
高阪眞一郎	愛知県名古屋市緑区	会社員	10	320,000 (32,000)	当社の従業員
杉浦千鶴	愛知県清須市	会社員	10	320,000 (32,000)	当社の従業員
藤井誠	愛知県名古屋市北区	会社員	10	320,000 (32,000)	当社の従業員
諏訪雅紀	愛知県岩倉市	会社員	10	320,000 (32,000)	当社の従業員

(注) 1. 平成28年12月31日までの退職者等3名の失権分52株を除外して記載しております。

2. 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「単価」は、株式分割前の「割当株数」及び「単価」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
安江博幸 (注) 1、2	愛知県日進市	493,040 (240)	49.37 (0.02)
安江行彦 (注) 2、3	愛知県日進市	160,800	16.10
安江久樹 (注) 2、3	愛知県名古屋市天白区	106,400	10.65
安江将寛 (注) 2、3	神奈川県横浜市港南区	56,000	5.60
安江かおり (注) 2	愛知県名古屋市天白区	46,400	4.64
安江工務店従業員持株会(注) 2	愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号	35,600	3.56
山本賢治 (注) 2、5	愛知県名古屋市中区	14,640 (5,040)	1.46 (0.50)
安江紀江 (注) 2、4	愛知県日進市	12,000	1.20
印田昭彦 (注) 2、6	愛知県名古屋市天白区	10,160 (3,360)	1.01 (0.33)
奥田勇 (注) 2	埼玉県さいたま市大宮区	6,000	0.60
中浜明光 (注) 6	愛知県名古屋市天白区	4,000	0.40
滝一廣 (注) 6	愛知県丹羽郡扶桑町	4,000	0.40
加藤直美 (注) 7	愛知県名古屋市緑区	2,960 (2,960)	0.29 (0.29)
浅井勇一 (注) 7	愛知県日進市	2,960 (2,960)	0.29 (0.29)
浅井重臣 (注) 7	愛知県一宮市	2,960 (2,960)	0.29 (0.29)
新田義正 (注) 7	愛知県名古屋市緑区	2,560 (2,560)	0.25 (0.25)
株式会社安江工務店(自社株)	愛知県名古屋市天白区島田一丁目1413番地	2,400	0.24
相座謙二 (注) 7	愛知県名古屋市中川区	2,160 (2,160)	0.21 (0.21)
三浦伸也 (注) 7	愛知県名古屋市瑞穂区	2,000 (2,000)	0.20 (0.20)
多湖明美 (注) 7	愛知県名古屋市緑区	1,760 (1,760)	0.17 (0.17)
山崎健二朗 (注) 7	愛知県名古屋市東区	1,600 (1,600)	0.16 (0.16)
岩崎聰 (注) 7	愛知県名古屋緑区	1,600 (1,600)	0.16 (0.16)
野呂みゆき (注) 7	愛知県名古屋市瑞穂区	1,360 (1,360)	0.13 (0.13)
荒木洋平 (注) 7	愛知県名古屋市東区	1,360 (1,360)	0.13 (0.13)
鈴木祐司 (注) 7	愛知県みよし市	1,360 (1,360)	0.13 (0.13)
寺島佑一 (注) 7	愛知県名古屋市天白区	1,360 (1,360)	0.13 (0.13)
北村浩美道 (注) 7	愛知県日進市	1,360 (1,360)	0.13 (0.13)
井口善統 (注) 7	愛知県名古屋市瑞穂区	1,200 (1,200)	0.12 (0.12)

高阪眞一郎 (注) 7	愛知県名古屋緑区	1,200 (1,200)	0.12 (0.12)
藤井誠 (注) 7	愛知県名古屋市北区	1,200 (1,200)	0.12 (0.12)
渡邊毅 (注) 7	愛知県名古屋市天白区	960 (960)	0.09 (0.09)
村上博之 (注) 7	愛知県名古屋市緑区	960 (960)	0.09 (0.09)
小池久史 (注) 7	愛知県春日井市	960 (960)	0.09 (0.09)
廣瀬敏治 (注) 7	愛知県名古屋市昭和区	960 (960)	0.09 (0.09)
遠山順也 (注) 7	愛知県名古屋市中村区	960 (960)	0.09 (0.09)
中山重光 (注) 7	愛知県名古屋市港区	960 (960)	0.09 (0.09)
添田浩司 (注) 7	愛知県江南市	960 (960)	0.09 (0.09)
杉浦美紀 (注) 7	愛知県高浜市	800 (800)	0.08 (0.08)
金子智成 (注) 7	愛知県春日井市	800 (800)	0.08 (0.08)
所有株式数640株の株主2名		1,280 (1,280)	0.12 (0.12)
所有株式数560株の株主4名		2,240 (2,240)	0.22 (0.22)
所有株式数400株の株主11名		4,400 (4,400)	0.44 (0.44)
計	—	998,640 (55,840)	100.0 (5.59)

(注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長の二親等内の血族)

4. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長の配偶者)

5. 特別利害関係者等(当社の専務取締役)

6. 特別利害関係者等(当社の取締役)

7. 当社の従業員

8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

9. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成29年1月5日

株式会社安江工務店
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 水野信勝 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 浅井明紀子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社安江工務店の平成26年4月1日から平成26年12月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安江工務店の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年1月5日

株式会社安江工務店
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 水野信勝 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 浅井明紀子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社安江工務店の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法及び経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安江工務店の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年1月5日

株式会社安江工務店

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 水野信勝㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 浅井明紀子㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社安江工務店の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第42期事業年度の第3四半期会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成28年1月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社安江工務店の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

